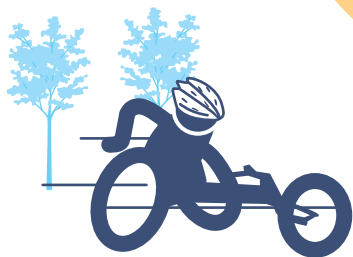




さいたま市 障害者総合支援計画

2018～2020 (平成30～32年度)

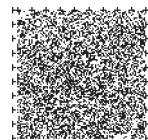
誰もが権利の主体として
安心して地域で生活できる
社会の実現を目指して



「ノーマくん」
ノーマライゼーション条例 PRキャラクター

平成30年2月

 **さいたま市**



ごあいさつ

さいたま市では、平成23年3月に制定した「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の理念を踏まえ「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、総合的かつ計画的に障害福祉施策に取り組んでまいりました。

また、計画の実施に当たっては、計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議」及び計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携を図り、計画に掲げた事業の達成状況について検証や評価を行うとともに、必要に応じて見直しを検討しながら進めてまいりました。

そして、このたび、「さいたま市障害者総合支援計画 2018～2020」を障害当事者をはじめとする市民の皆様とともに作り上げることができました。

今後は、急速な少子高齢化に伴う高齢世帯の増加や核家族化、コミュニティ力の低下、公共施設の老朽化などが進み、社会保障関連経費等の増大が見込まれるなど、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

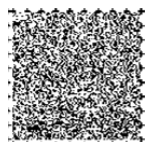
一方で、本計画期間中の2020年には、東京オリンピック・パラリンピックという国を挙げての一大イベントが予定され、障害の有無にかかわらず、「誰もが安心して地域で生活できる社会の実現」に向けた機運を高め、障害について理解を深めていただく絶好の機会であると考えています。

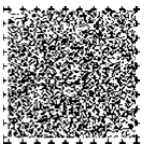
こうした時代の潮流を的確に捉え、全庁を挙げて各施策を推進し、障害のある人もない人も誰もが権利の主体として安心して地域で暮らせる社会の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、この計画の策定に当たって、精力的に検討をいただきましたさいたま市障害者政策委員会委員の皆様、さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年2月

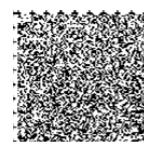
さいたま市長 清水 勇人



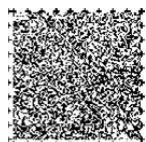


目次

第1章 総論	1
1. 計画の概要	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の期間	6
(4) 計画策定の視点	7
(5) 障害者施策の推進体制	9
2. 前期計画の進捗状況	10
(1) 各施策の進捗状況	10
(2) 第4期障害福祉計画の進捗状況	15
3. 障害者（児）をめぐる状況	24
(1) 障害者手帳所持者数等の推移	24
(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況	29
(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での意見	41
4. 障害者福祉をめぐる動向	45
(1) 障害者差別解消法の施行	45
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	45
(3) 発達障害者支援法の改正	45
5. 計画の基本的枠組	47
(1) 基本方針	47
(2) 基本目標	47
(3) 計画の体系	50
(4) 実施事業	51
第2章 各論	59
基本目標1 障害者の権利の擁護の推進	61
基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進	61
基本施策（2）障害を理由とする差別の解消	64
基本施策（3）障害者への虐待の防止	66
基本施策（4）成年後見制度の利用の支援	67
基本目標2 質の高い地域生活の実現	68
基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援	68



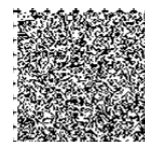
基本施策（２）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための 総合的な支援	71
基本施策（３）障害者の居住場所の確保	77
基本施策（４）相談支援体制の充実	78
基本施策（５）人材の確保・育成	81
基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり	84
基本施策（１）意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策	84
基本施策（２）障害者の就労支援	86
基本施策（３）バリアフリー空間の整備	89
基本施策（４）外出や移動の支援	92
基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進	93
基本目標４ 障害者の危機対策	96
基本施策（１）防災対策の推進	96
基本施策（２）緊急時等の対策	99
第３章 第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画	101
1. 数値目標	103
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	103
（２）精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	104
（３）地域生活支援拠点等の整備	106
（４）福祉施設から一般就労への移行等	107
（５）障害児支援の提供体制の整備等	109
2. 訪問系サービスの見込量と確保方策	111
（１）訪問系サービスの見込量	111
（２）訪問系サービスの確保方策	112
3. 日中活動系サービスの見込量と確保方策	113
（１）日中活動系サービスの見込量	113
（２）日中活動系サービスの確保方策	116
4. 居住系サービスの見込量と確保方策	117
（１）居住系サービスの見込量	117
（２）居住系サービスの確保方策	118
5. 相談支援サービスの見込量と確保方策	119
（１）相談支援サービスの見込量	119
（２）相談支援サービスの確保方策	119
6. 児童福祉法による指定通所支援等の見込量と確保方策	120
（１）児童福祉法による指定通所支援等の見込量	120
（２）児童福祉法による指定通所支援等の確保方策	123



7. 発達障害者等に対する支援の見込量と確保方策.....	124
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催	124
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援	124
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言	124
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	124
8. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	125
(1) 理解促進研修・啓発事業	125
(2) 自発的活動支援事業	125
(3) 相談支援事業	125
(4) 成年後見制度利用支援事業	125
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	125
(6) 意思疎通支援事業	125
(7) 日常生活用具給付等事業	126
(8) 移動支援事業	126
(9) 地域活動支援センター事業	126
(10) 発達障害者支援センター運営事業	126
(11) 障害児等療育支援事業	126
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	127
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	127
(14) 広域的な支援事業	127
(15) 任意事業	127
資料編.....	131
1. さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	133
2. さいたま市障害者政策委員会条例	147
3. さいたま市障害者政策委員会委員	150
4. 計画策定経過.....	151
5. 用語解説.....	152

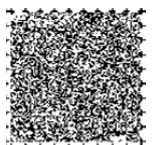
※本計画における元号は、「平成」を使用しています。今後、元号が改められた場合は、新たな元号が施行された日以降の元号及びそれに続く年数を、新たな元号及び年数に読み替えることとします。

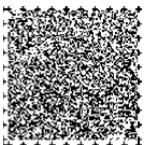
※本計画における担当所管は、平成 30 年度組織改正案に合わせ、改正後に事業実施を予定している担当所管の名称を記載しています。



総論

第1章







1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

さいたま市では、平成 23（2011）年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、障害者施策に取り組んできました。

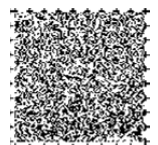
各施策への取組に当たっては、その実施状況を一定の指標を通じて評価しているところですが、一定の取組成果がある一方で、障害者の権利の擁護や、住まいの確保、相談支援体制の充実など、更なる施策の推進が求められています。

この間、国においては、障害者権利条約を批准し、障害のある人とない人の平等、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。また、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正されました。このため、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらに、高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

こうした障害者のニーズや障害福祉施策の動向に的確に対応し、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者の自立と社会参加を推進するため、平成 30（2018）年度からの新たな計画を策定することとします。



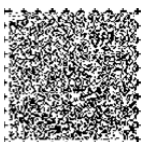
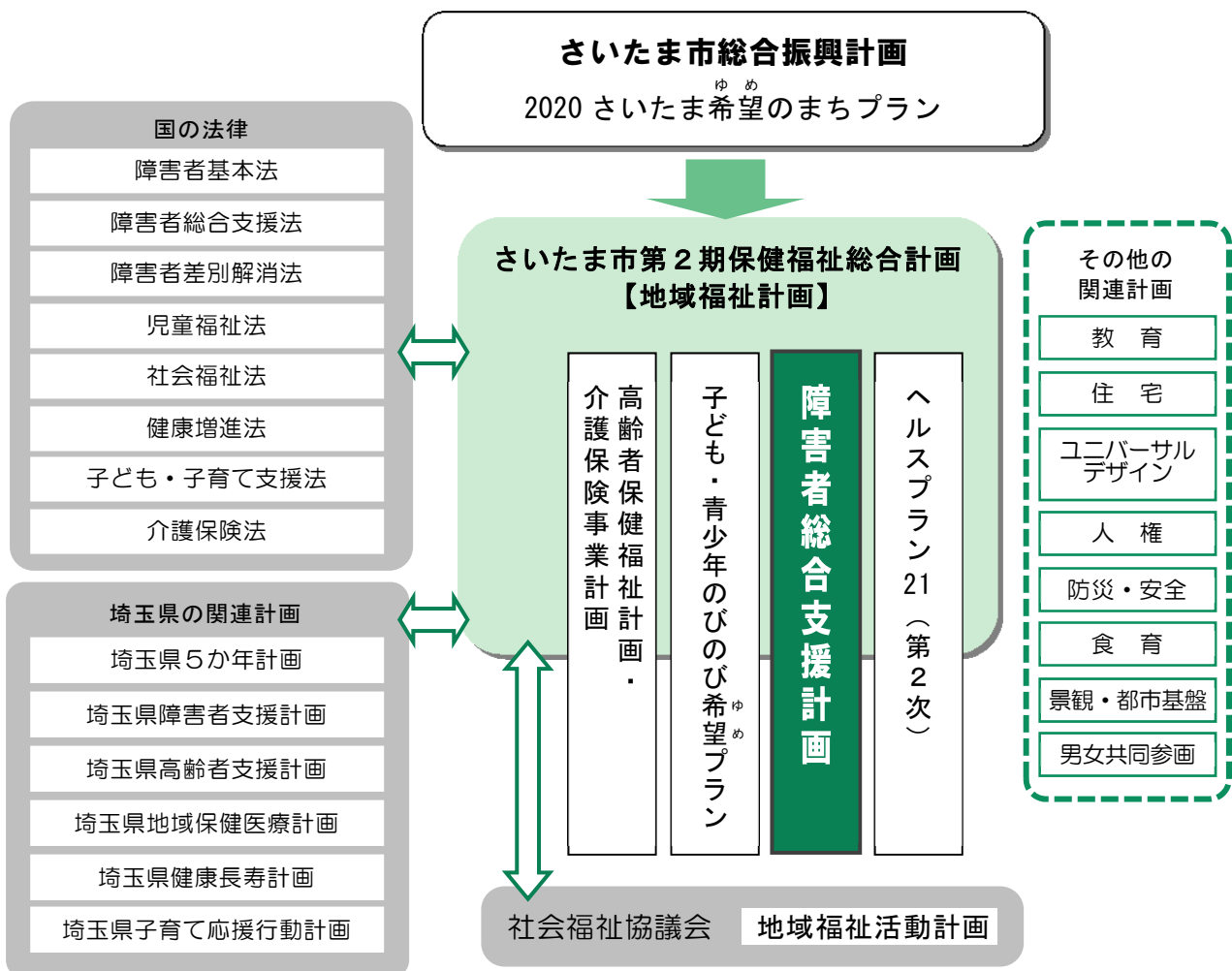


(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

図 計画の位置づけ





■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

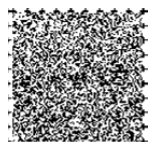
④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。



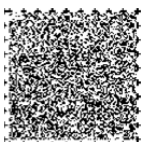


(3) 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進する計画として、一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図りつつ、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間に準じ、計画期間を平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

平成 西暦	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	
障害者計画		第3次				第4次（～2022）					
障害福祉計画		第3期			第4期				第5期		
ノーマライゼーション条例	条例 施行										
障害児福祉計画								第1期			

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。





(4) 計画策定の視点

この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

視点2 障害者の権利を守ります

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

障害者が市民のひとりとして街で当たり前暮らし、学んだり、働いたり、社会を豊かにするような営みなどの様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。

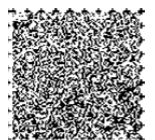
このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。

視点2 障害者の権利を守ります

障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。

また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。

そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。



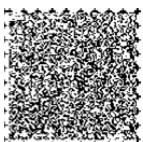


視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害者とその家族の負担の軽減のための総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。

障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。

このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に対応した総合的な支援を目指す計画とします。





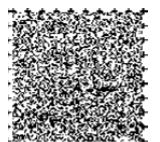
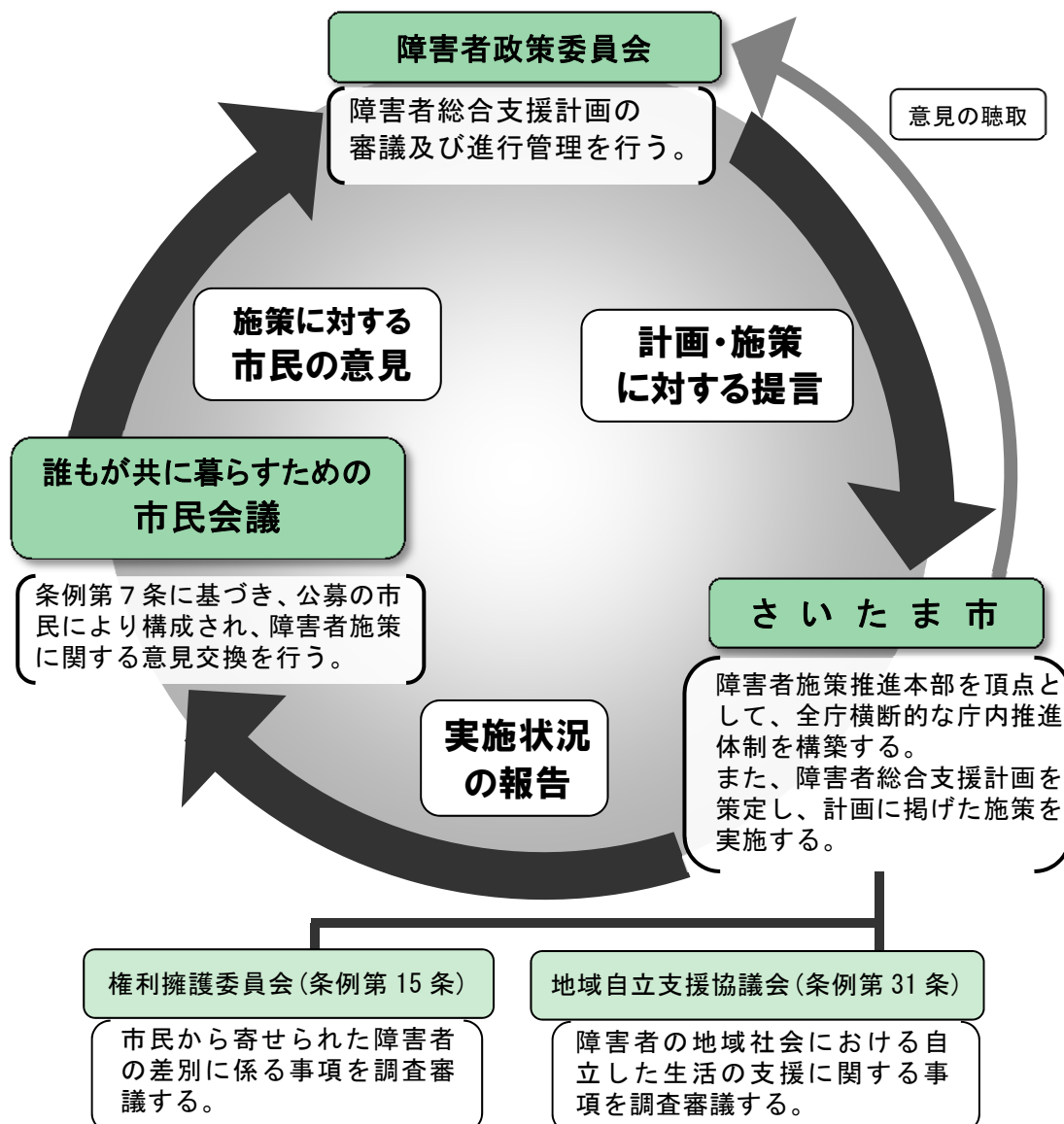
(5) 障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

PDCAサイクルとは…

事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。





2. 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（平成27～29年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、86の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の86の関連事業の平成28年度までの達成度について評価したところ、計画の目標に達していない事業が一部あるものの、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の平成27年度、平成28年度の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

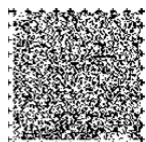
① 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、スポーツイベントや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例に関する周知活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合うため、誰もが共に暮らすための市民会議を実施しました。また、障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、合理的配慮を円滑に提供できるようにするため、市民や市職員を対象に、講演会や研修を開催しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、ノーマライゼーションの理念の一層の啓発活動を行う必要があります。

② 障害者への差別及び虐待の禁止

障害者に対する差別解消や虐待防止に取り組むため、各区役所の支援課や各区の障害者生活支援センターにおける通報体制や相談体制を整備するとともに、関係機関に対する専門的助言を行う機関として高齢・障害者権利擁護センターを設置しています。障害者差別に関しては、障害者差別解消法の施行を踏まえ、ガイドラインの作成を行いました。





今後、差別・虐待に関する研修会・講演会での周知により、その普及・啓発活動を推進するとともに、市民や市内の事業所、関連団体等との連携により、差別の解消及び虐待の防止、適切な対応体制を強化していく必要があります。

③ 成年後見制度の利用の支援

成年後見制度の円滑な実施と利用を促進するため、市民後見人の育成・支援のほか、さいたま市社会福祉協議会による法人後見の実施など体制の強化を進めてきました。

今後は、成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立したことを踏まえ、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重といった制度の理念に立ち返り、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進め、利用の促進を図る必要があります。

基本目標2 質の高い地域生活の実現

① ライフステージを通じた切れ目のない支援

保健、福祉、教育等に関する業務を担当する部局その他の関係機関の連携の下、乳幼児期からの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行っています。また、障害者が住み慣れた地域で教育を受けることができるよう環境を整備するとともに、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行っています。

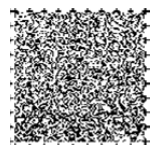
引き続き、各ライフステージにおける相談支援体制の充実や療育と教育の連携を強化していくことが求められます。

② 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

障害福祉サービスの利用者が多様化し、サービスを提供する事業所が増加していることを踏まえ、今後は、サービスの質の確保や向上を図る取組が重要です。





③ 障害者の居住場所の確保

障害者が自ら選択した地域で安心して暮らすことができるようグループホームの整備、賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

特に、グループホームに対するニーズは高く、今後も障害者が自ら選択する地域で安心して暮らせるよう、計画的なグループホームの整備を進めるとともに、障害者生活支援センターによる居住支援の充実に努める必要があります。

④ 相談支援体制の充実

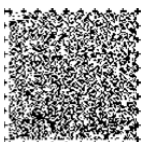
障害者本人や家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを市内全区に設置するとともに、精神保健相談の実施や障害者相談員の配置を行うなど、障害者が安心して暮らせる環境づくりのため、相談体制の充実に努めています。

障害者や家族等関係者からの相談件数は増加傾向にあり、ニーズも高いことから、今後は障害の特性や当事者の態様に応じた相談支援体制の拡充を図る必要があります。

⑤ 人材の育成

障害福祉分野の人材の確保や育成を目指し、手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者や要約筆記者の養成に取り組んだほか、市民との協働による福祉活動を推進するため、ボランティアやNPOの活動等を支援してきました。

今後もこうした人材の育成や活動の支援に努めるとともに、地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害に対する理解や専門知識の向上を図ることが必要です。





基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

① 意思疎通等が困難な障害者に対する施策

視覚障害者や聴覚障害者等の意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、手話通訳者の派遣やアクセシビリティに配慮した情報提供など、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

引き続き、地域における障害者等の要配慮者に対する支援の充実が求められていることから、通常時と緊急時両面の対策の強化が必要です。

② 障害者の就労支援

障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用の周知啓発や就労者への支援を行っています。また、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立や工賃向上に向け、障害者優先調達の推進や自主製品販売事業の活性化を進めています。

今後は、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者の雇用の理解促進や雇用の場の創出に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。

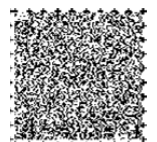
③ バリアフリー空間の整備

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準等に基づき、公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設のバリアフリー化を進めています。今後も既存施設については可能な限りバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点から障害者や高齢者など誰もが安心して利用できるよう公共施設の整備を進めていきます。

④ 外出や移動の支援

障害者の外出や移動を支援するため、障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護のほか、福祉タクシー利用料金の助成や自動車燃料費助成などを実施しています。

外出や移動の支援は、障害者の自立や社会活動の支援のために必要な施策であり、一人ひとりに合った適切な利用ができるよう支援する必要があります。





⑤ 文化・スポーツ活動の促進

障害者の健康づくりと社会参加、市民相互の交流を図ることを目的として、ふれあいスポーツ大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、障害者の芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することにより障害者の文化活動の促進を図っています。

2020年の東京パラリンピックを契機に、障害者スポーツの振興及び健康づくりについて、一層の気運醸成を図るとともに、あわせて障害者に対する理解の深化を図ることが重要です。

基本目標4 障害者の危機対策

① 防災対策の推進

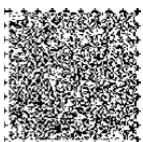
障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及・啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。

今後は、福祉避難所に対する理解を深めるとともに、災害時に福祉避難所の設置・運営が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設との協力を努める必要があります。

② 緊急時等の対策

障害者が地域社会において安心して生活ができるよう、火事や救急時等におけるファクスや電子メールによる通報を可能とする体制の充実に取り組むとともに、消費者トラブルの防止及び消費者被害からの保護等を行っています。

引き続き、地域生活における安心・安全を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。





(2) 第4期障害福祉計画の進捗状況

前期計画では、第4期障害福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。第4期障害福祉計画期間の平成27年度と平成28年度の実績は、以下のとおりとなっています。

(2) - 1 数値目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%(87人)を地域生活へ移行するとともに、平成25年度末時点の施設入所者数の5.5%削減(削減後に677人)することを目標値としました。

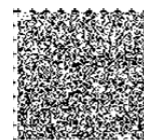
平成28年度末の実績は、地域生活への移行者数は5人とどまり、施設入所者数は削減に至らず、平成25年度末時点よりも15人増加しています。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	平成29年度 目標値	平成28年度 実績値	考え方
地域生活移行者数	87人	5人	平成25年度末時点の施設入所者数(717人)の12%が地域生活へ移行
施設入所者数	677人	732人	平成25年度末時点の施設入所者数(717人)を5.5%削減

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となるため、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供を推進していく必要があります。

また、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保についても、引き続き推進していく必要があります。





② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 29 年度における入院後3か月時点の退院率を 64%、入院後 1 年時点の退院率を 93.3%とし、平成 29 年6月末時点の在院期間 1 年以上の長期在院者数を、平成 24 年6月末時点の在院期間 1 年以上の長期在院者数の 18%削減することを目標値としました。

平成 28 年度末の実績は、入院後3か月時点の退院率は 58.1%、入院後 1 年時点の退院率は 92.2%、在院期間 1 年以上の長期在院者数は 542 人となっています。

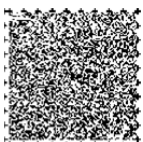
表 入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	平成 29 年度 目標値	平成 28 年度 実績値	考え方
入院後 3 か月時点の退院率	64%	58.1%	平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 3 か月時点の退院率を 64%
入院後 1 年時点の退院率	93.3%	92.2%	平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率を 93.3%
在院期間 1 年以上の長期在院者数	546 人	542 人	平成 24 年 6 月末時点の在院期間 1 年以上の長期在院者数 (666 人) を 18%削減

③ 地域生活支援拠点等の整備

国では、地域生活支援拠点を第 4 期障害福祉計画期間中に少なくとも一つ整備することとしていましたが、具体的な基準や機能等の詳細が明らかにされていなかったことから、本市では具体的な目標値を定めず、必要に応じて社会資源の整備を進めることとしました。

さいたま市では、平成 29 年度から、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を開始しています。





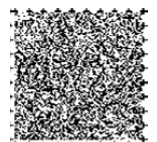
④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、「平成 29 年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を平成 24 年度実績の 3 割増加（121 人）、「平成 29 年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を平成 25 年度末時点の利用者数の 6 割以上増加（500 人）、「平成 29 年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合」を全体の 5 割とすることを目標としました。

平成 28 年度の実績は、一般就労移行者数は 158 人、就労移行支援事業利用者数は 443 人、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所は 19% となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	平成 29 年度 目標値	平成 28 年度 実績値	考え方
就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	121 人	158 人	平成 24 年度の一般就労移行者数（93 人）を 3 割増加
就労移行支援事業利用者数	500 人	443 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業利用者数（303 人）を 6 割以上増加
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	50.0%	19%	【参考】 平成 25 年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 17%





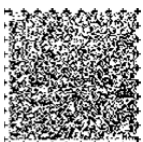
(2) - 2 障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービスの実績

平成28年度の訪問系サービスの実績を総数で見ると、実利用人数の実績率（見込量に対する各年度の実績値の割合）は88.3%となっています。実績をサービス別にみると、いずれのサービスも増加傾向にありますが、総じて見込量より下回っています。

表 訪問系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成27年度（月平均）			平成28年度（月平均）			平成29年度 見込量
		実績	第4期 見込量	実績率	実績	第4期 見込量	実績率	
居宅介護	時間分	29,201	32,340	90.3%	29,265	34,650	84.5%	37,130
	人	1,278	1,360	94.0%	1,329	1,480	89.8%	1,610
重度訪問介護	時間分	17,621	20,360	86.5%	19,382	23,430	82.7%	26,960
	人	41	50	82.0%	47	60	78.3%	70
行動援護	時間分	2,827	2,820	100.2%	3,211	3,180	101.0%	3,580
	人	112	120	93.3%	121	150	80.7%	180
重度障害者等 包括支援	時間分	0	60	—	0	60	—	60
	人	0	1	—	0	1	—	1
同行援護	時間分	2,847	3,130	91.0%	3,183	3,530	90.2%	3,980
	人	139	150	92.7%	147	170	86.5%	190



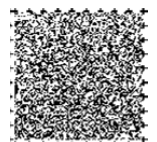


② 日中活動系サービスの実績

平成28年度の日中活動系サービスの実績率は、就労継続支援B型の実利用人数が151.7%、短期入所福祉型の実利用人数が109.3%、短期入所医療型の実利用人数が124.0%と見込みよりも高くなっています。

表 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成27年度（月平均）			平成28年度（月平均）			平成29年度見込量
		実績	第4期見込量	実績率	実績	第4期見込量	実績率	
生活介護	人日分	32,125	34,770	92.4%	33,289	39,780	83.7%	45,510
	人	1,687	1,690	99.8%	1,746	1,780	98.1%	1,880
自立訓練 （機能訓練）	人日分	408	410	99.5%	413	430	96.0%	460
	人	56	70	80.0%	59	90	65.6%	110
自立訓練 （生活訓練）	人日分	772	1,010	76.4%	649	1,220	53.2%	1,480
	人	60	70	85.7%	49	80	61.3%	90
就労移行支援	人日分	6,236	6,370	97.9%	5,804	6,960	83.4%	7,600
	人	382	390	97.9%	374	440	85.0%	500
就労継続支援 （A型）	人日分	4,734	6,950	68.1%	6,936	10,820	64.1%	16,850
	人	250	350	71.4%	366	550	66.5%	870
就労継続支援 （B型）	人日分	16,694	19,050	87.6%	18,565	22,160	83.8%	25,780
	人	1,057	1,030	102.6%	1,714	1,130	151.7%	1,240
療養介護	人	88	100	88.0%	84	110	76.4%	120
短期入所	人日分	2,753	2,850	96.6%	3,094	3,180	97.3%	3,550
	人	355	320	110.9%	408	370	110.3%	430
福祉型	人日分	2,576	2,680	96.1%	2,909	2,950	98.6%	3,260
	人	323	300	107.7%	377	345	109.3%	395
医療型	人日分	177	170	104.1%	185	230	80.4%	290
	人	32	20	160.0%	31	25	124.0%	35





③ 居住系サービスの実績

平成 28 年度の居住系サービスの実績率は、共同生活援助は 380 人で 79.2%、施設入所支援が 725 人で 105.5%となっています。

表 居住系サービスの見込量と実績

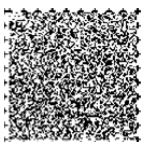
サービス区分	単位	平成 27 年度（月平均）			平成 28 年度（月平均）			平成 29 年度 見込量
		実績	第 4 期 見込量	実績率	実績	第 4 期 見込量	実績率	
共同生活援助	人	338	380	88.9%	380	480	79.2%	610
施設入所支援	人	718	697	103.0%	725	687	105.5%	677

④ 相談支援サービスの実績

平成 28 年度の相談支援サービスの実績は、計画相談支援は 6,722 人で実績率 105.2%となっていますが、地域移行支援は 1 人、地域定着支援は 7 人となっており、見込量を下回っています。

表 相談支援サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成 27 年度（月平均）			平成 28 年度（月平均）			平成 29 年度 見込量
		実績	第 4 期 見込量	実績率	実績	第 4 期 見込量	実績率	
計画相談支援	人	498	6,060	8.2%	6,722	6,390	105.2%	6,740
地域移行支援	人	1	10	10.0%	1	10	10.0%	10
地域定着支援	人	8	8	100.0%	7	9	77.8%	10



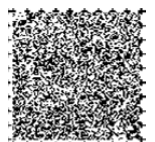


⑤ 児童福祉法による指定通所支援等の実績

平成28年度の児童福祉法による指定通所支援等の実績は、いずれも見込量を下回っています。

表 児童福祉法による障害福祉サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成27年度（月平均）			平成28年度（月平均）			平成29年度見込量
		実績	第4期見込量	実績率	実績	第4期見込量	実績率	
児童発達支援	人日分	4,197	4,540	92.4%	4,559	5,620	81.1%	6,960
	人	445	490	90.8%	477	610	78.2%	750
放課後等デイサービス	人日分	9,869	11,810	83.6%	13,329	17,810	74.8%	26,860
	人	897	1,020	87.9%	1,129	1,430	79.0%	2,000
保育所等訪問支援	人日分	28	30	93.3%	21	50	42.0%	80
	人	28	30	93.3%	21	50	42.0%	80
医療型児童発達支援	人日分	374	410	91.2%	375	430	87.2%	450
	人	57	70	81.4%	56	80	70.0%	90
障害児相談支援	人	2,514	2,390	105.2%	3,054	3,210	95.1%	4,310





(2) - 3 地域生活支援事業の実績

第4期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と平成27年度及び平成28年度の実績は、以下の表のとおりとなっています。

表 地域生活支援事業の見込量と実績

事業名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 見込量
		実績	第4期 見込量	実績率	実績	第4期 見込量	実績率	
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施	実施	—	実施	実施	—	実施
(2) 自発的活動支援事業		未実施	未実施	—	未実施	実施	—	実施
(3) 相談支援事業		/			/			/
① 障害者相談支援事業	箇所	15	15	—	15	15	—	15
基幹相談支援センター		設置	設置	—	設置	設置	—	設置
② 基幹相談支援センター等 機能強化事業	箇所	2	2	—	2	2	—	2
③ 住宅入居等支援事業	箇所	15	15	—	15	15	—	15
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	23	33	69.7%	32	45	71.1%	63
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	—	実施	実施	—	実施
(6) 意思疎通支援事業（月間）		/			/			/
① 手話通訳者派遣事業	件							
要約筆記奉仕員（要約 筆者）派遣事業	件							
② 手話通訳者設置事業	人	18	20	90.0%	20	20	100.0%	20
(7) 日常生活用具給付等事業		/			/			/
① 介護・訓練支援用具	件	80	79	101.3%	80	88	90.9%	98
② 自立生活支援用具	件	165	180	91.7%	173	185	93.5%	190
③ 在宅療養等支援用具	件	91	77	118.2%	122	83	147.0%	88
④ 情報・意思疎通支援用具	件	212	126	168.3%	222	119	186.6%	114
⑤ 排泄管理支援用具	件	1,619	1,623	99.8%	1,690	1,720	98.3%	1,823
⑥ 居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（年間）	件	24	17	141.2%	19	17	111.8%	17
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人							

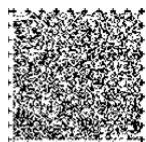
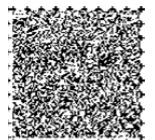




表 地域生活支援事業の見込量と実績（つづき）

事業名	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 見込量
		実績	第 4 期 見込量	実績率	実績	第 4 期 見込量	実績率	
(9) 移動支援事業（月間）	箇所	219	213	102.8%	224	218	102.8%	223
① 利用見込者数	人	1,189	1,366	87.0%	1,213	1,503	80.7%	1,653
② 延べ利用見込時間数	時間	27,135	29,150	93.1%	26,979	32,065	84.1%	35,272
(10) 地域活動支援センター事業 （年間）		/			/			/
さいたま市分	箇所	26	26	100.0%	26	26	100.0%	26
	人	293	330	88.8%	290	315	92.1%	315
他市町村分	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
	人	5	4	125.0%	5	4	125.0%	4
(11) 発達障害者 支援センター運営事業 （年間）	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
(12) 障害児等療育支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
(13) 専門性の高い意思疎通支援を 行う者の養成研修事業		/			/			/
① 手話通訳者研修事業 （年間）	人	8	10	80.0%	10	10	100.0%	10
	要約筆記者養成 研修事業（年間）	人	6	8	75.0%	13	8	162.5%
② 盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業（年間）	人	0	0	—	1	1	100.0%	1
(14) 専門性の高い意思疎通支援を 行う者の派遣事業		/			/			/
① 手話通訳者派遣事業 （年間）	件	1,731	1,620	106.9%	1,778	1,620	109.8%	1,620
	要約筆記者派遣事業 （年間）	件	130	144	90.3%	139	144	96.5%
② 盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業（年間）	件	0	0	—	5	4	125.0%	4
(15) その他事業		/			/			/
① 盲人ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
② 福祉ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
③ 訪問入浴サービス事業 （月間）	人	82	60	136.7%	68	65	104.6%	70
④ 更生訓練費・施設入居者 就職支度金給付事業（月間）	人	26	21	123.8%	32	21	152.4%	21
⑤ 知的障害者職親委託 制度（月間）	人	5	8	62.5%	5	8	62.5%	8
⑥ 日中一時支援事業 （月間）	人	256	291	88.0%	163	289	56.4%	300
⑦ 生活訓練等（年間）	人	833	800	104.1%	692	800	86.5%	800





3. 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

（1）障害者手帳所持者数等の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は増加傾向が続いていましたが、平成27年から横ばいで推移しており、平成29年は33,286人となっています。等級別の構成割合は1級が36.0%、2級が15.2%で、合わせると51.2%と半数を占めています。

図 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

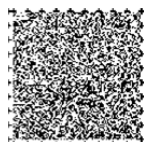
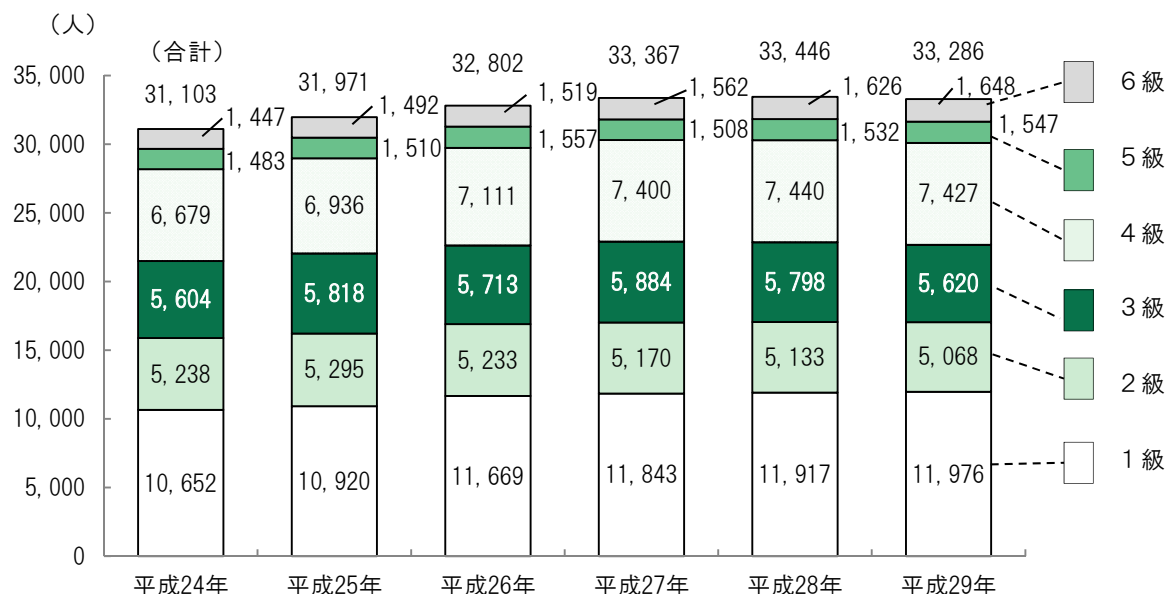




表 等級別身体障害者手帳所持者数の推移と構成割合（各年4月1日現在）

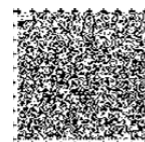
単位：上段／人、下段／%

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	総人口に占める割合
合計		31,103 100.0%	31,971 100.0%	32,802 100.0%	33,367 100.0%	33,446 100.0%	33,286 100.0%	2.59%
等級	1級	10,652 34.2%	10,920 34.1%	11,669 35.6%	11,843 35.5%	11,917 35.6%	11,976 36.0%	0.93%
	2級	5,238 16.8%	5,295 16.6%	5,233 16.0%	5,170 15.5%	5,133 15.3%	5,068 15.2%	0.39%
	3級	5,604 18.0%	5,818 18.2%	5,713 17.4%	5,884 17.6%	5,798 17.3%	5,620 16.9%	0.44%
	4級	6,679 21.5%	6,936 21.7%	7,111 21.7%	7,400 22.2%	7,440 22.2%	7,427 22.3%	0.58%
	5級	1,483 4.8%	1,510 4.7%	1,557 4.8%	1,508 4.5%	1,532 4.6%	1,547 4.6%	0.12%
	6級	1,447 4.7%	1,492 4.7%	1,519 4.6%	1,562 4.7%	1,626 4.9%	1,648 5.0%	0.13%

表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（平成29年4月1日現在）

単位：上段／人、下段／%

		合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
合計		33,286 100.0%	11,976 100.0%	5,068 100.0%	5,620 100.0%	7,427 100.0%	1,547 100.0%	1,648 100.0%
障害区分	視覚障害	2,232 6.7%	680 5.7%	686 13.5%	175 3.1%	207 2.8%	356 23.0%	128 7.8%
	聴覚・平衡機能障害	2,713 8.2%	194 1.6%	718 14.2%	332 5.9%	542 7.3%	15 1.0%	912 55.3%
	音声・言語・そしゃく機能障害	534 1.6%	89 0.7%	46 0.9%	264 4.7%	135 1.8%	—	—
	肢体不自由	17,417 52.3%	3,743 31.3%	3,472 68.5%	3,745 66.6%	4,673 62.9%	1,176 76.0%	608 36.9%
	内部障害	10,390 31.2%	7,270 60.7%	146 2.9%	1,104 19.6%	1,870 25.2%	—	—
再掲	18歳未満	825 2.5%	327 2.7%	228 4.5%	128 2.3%	63 0.8%	33 2.1%	46 2.8%
	18歳以上	32,461 97.5%	11,649 97.3%	4,840 95.5%	5,492 97.7%	7,364 99.2%	1,514 97.9%	1,602 97.2%





② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、平成29年は7,169人で、平成24年の5,828人から1,341人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが28.6%で、平成24年の22.2%から6.4ポイント増加しています。また、18歳未満は全体の約3割を占めています。

図 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

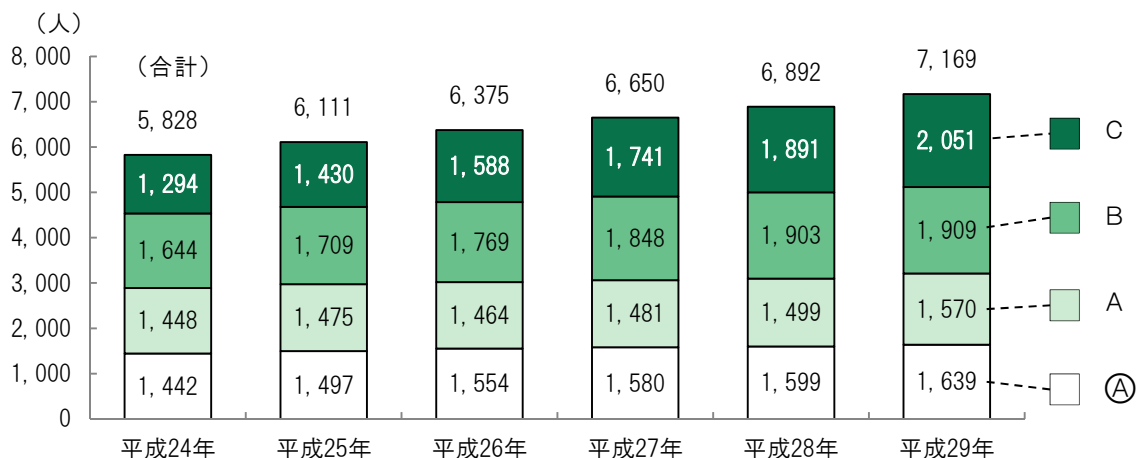


表 等級別療育手帳所持者数の推移と構成割合（各年4月1日現在）

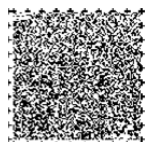
単位：上段／人、下段／%

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	総人口に占める割合
合計		5,828 100.0%	6,111 100.0%	6,375 100.0%	6,650 100.0%	6,892 100.0%	7,169 100.0%	0.56%
等級	Ⓐ	1,442 24.7%	1,497 24.5%	1,554 24.4%	1,580 23.8%	1,599 23.2%	1,639 22.9%	0.13%
	A	1,448 24.8%	1,475 24.1%	1,464 23.0%	1,481 22.3%	1,499 21.7%	1,570 21.9%	0.12%
	B	1,644 28.2%	1,709 28.0%	1,769 27.7%	1,848 27.8%	1,903 27.6%	1,909 26.6%	0.15%
	C	1,294 22.2%	1,430 23.4%	1,588 24.9%	1,741 26.2%	1,891 27.4%	2,051 28.6%	0.16%

表 等級別療育手帳所持者数の内訳（平成29年4月1日現在）

単位：上段／人、下段／%

		合計	Ⓐ	A	B	C
合計		7,169 100.0%	1,639 100.0%	1,570 100.0%	1,909 100.0%	2,051 100.0%
再掲	18歳未満	2,138 29.8%	388 23.7%	404 25.7%	448 23.5%	898 43.8%
	18歳以上	5,031 70.2%	1,251 76.3%	1,166 74.3%	1,461 76.5%	1,153 56.2%





③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、平成29年は10,109人で、平成24年の6,308人から3,801人増加し、増加率60.3%となっています。等級別の構成割合は3級が37.1%で、平成24年の26.1%から11.0ポイント増加しています。

図 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

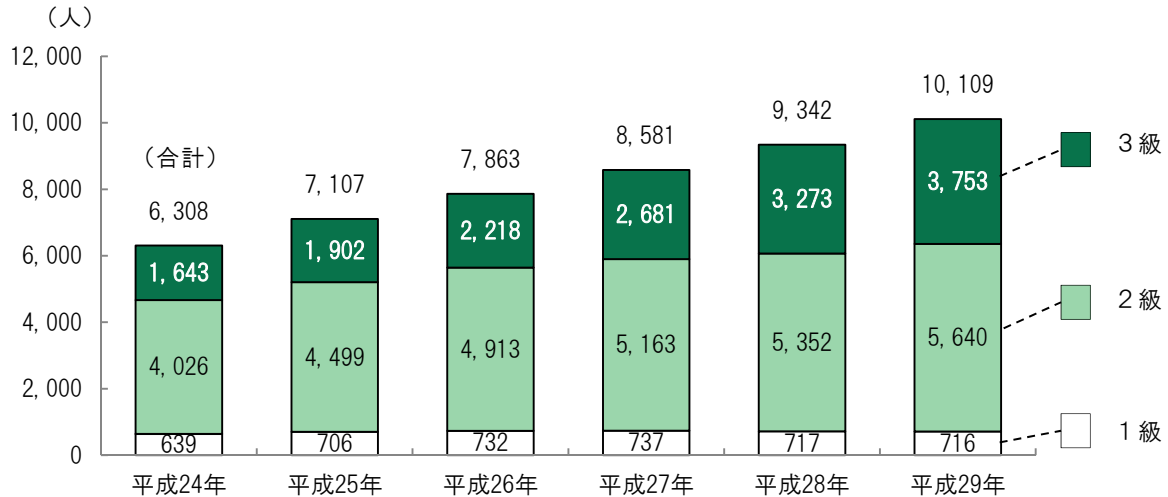


表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と構成割合（各年4月1日現在）

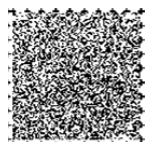
単位：上段／人、下段／%

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	総人口に占める割合
合計		6,308 100.0%	7,107 100.0%	7,863 100.0%	8,581 100.0%	9,342 100.0%	10,109 100.0%	0.79%
等級	1級	639 10.1%	706 9.9%	732 9.3%	737 8.6%	717 7.7%	716 7.1%	0.06%
	2級	4,026 63.8%	4,499 63.3%	4,913 62.5%	5,163 60.2%	5,352 57.3%	5,640 55.8%	0.44%
	3級	1,643 26.1%	1,902 26.8%	2,218 28.2%	2,681 31.2%	3,273 35.0%	3,753 37.1%	0.29%

表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳（平成29年4月1日現在）

単位：上段／人、下段／%

		合計	1級	2級	3級
合計		10,109 100.0%	716 100.0%	5,640 100.0%	3,753 100.0%
再掲	18歳未満	163 1.6%	10 1.4%	40 0.7%	113 3.0%
	18歳以上	9,946 98.4%	706 98.6%	5,600 99.3%	3,640 97.0%





④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年は 17,469 人となっています。また、自立支援医療（更生医療）利用者数は 772 人、自立支援医療（育成医療）利用者数は 277 人となっています。

図 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

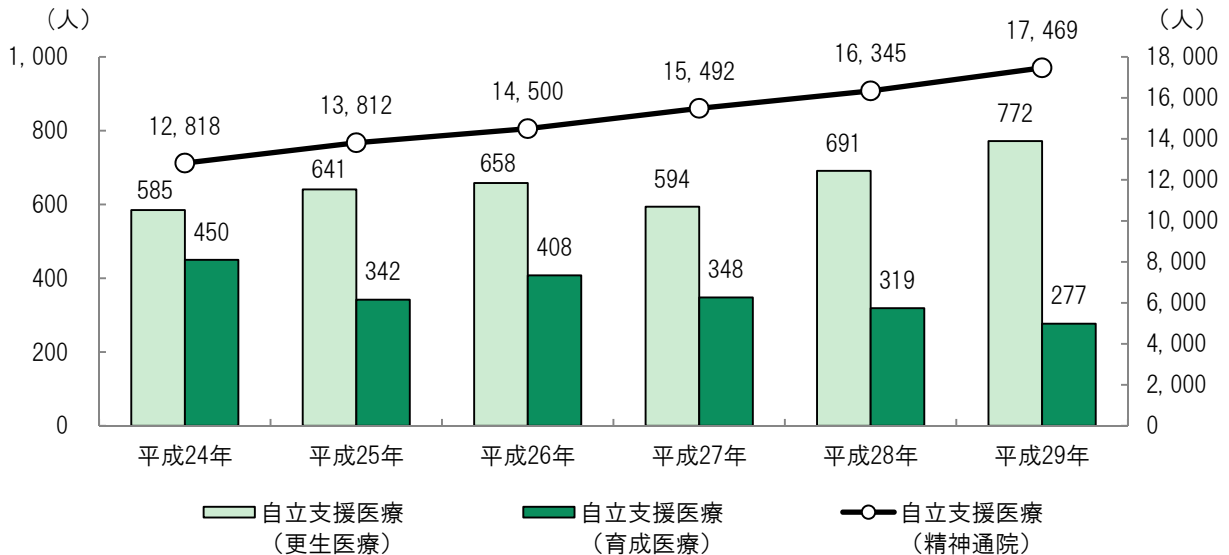
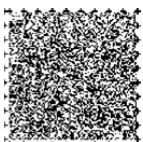


表 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療（更生医療）	585	641	658	594	691	772
自立支援医療（育成医療）	450	342	408	348	319	277
自立支援医療（精神通院）	12,818	13,812	14,500	15,492	16,345	17,469





（2）アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

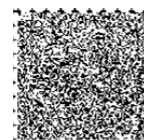
保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として平成28年10月～11月にアンケート調査を実施しました。

対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、難病患者、精神科病院入院患者、発達障害者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500票です。

この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

区 分	調査票配付数（票）	有効回収数（票）	有効回収率
身体障害者	4,000	2,218	55.5%
知的障害者	700	347	49.6%
精神障害者	450	209	46.4%
自立支援医療利用者	450	185	41.1%
難病患者	400	243	60.8%
精神科病院入院患者	150	46	30.7%
発達障害者	200	97	48.5%
障害福祉関係事業所	150	96	64.0%
合 計	6,500	3,441	52.9%





① アンケート回答者の属性等

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、65歳以上の方が約7割となっています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、20代までの方が約6割となっています。また、アンケート調査の記入者は、家族や支援者による代理記入、若しくは家族や支援者が判断して記入しているケースが8割弱となっています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、30歳以上の方が9割以上となっています。自立支援医療利用者も、30歳以上の方が9割弱となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が9割弱となっています。

発達障害者は、20代までが6割を占め、比較的若い世代が多いのが特徴となっています。また、知的障害者と同様にアンケート調査の記入者は、家族や支援者による代理記入、若しくは家族や支援者が判断して記入している割合が8割弱となっています。

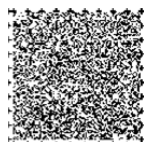
なお、「高次脳機能障害がある」と回答した方は、身体障害者のうち96人、精神障害者のうち11人、自立支援医療利用者のうち6人、精神科病院入院患者のうち1人となっています。

表 回答者の年齢

単位：%

	身体障害者 n=2,218人	知的障害者 n=347人	精神障害者 n=209人	自立支援医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達障害者 n=97人	精神(入院患者) n=46人
5歳以下	0.7	4.6	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0
6～14歳	1.1	17.0	0.5	1.1	0.0	15.5	0.0
15～17歳	0.3	6.9	0.0	1.1	0.0	10.3	0.0
18～29歳	1.9	29.4	5.7	10.8	2.9	34.0	8.7
30～39歳	1.8	15.6	17.2	16.2	9.5	13.4	10.9
40～49歳	4.7	15.3	32.1	25.4	16.5	12.4	30.4
50～59歳	8.5	4.6	17.7	17.8	15.6	3.1	17.4
60～64歳	7.1	0.3	7.2	8.1	9.5	0.0	6.5
65～69歳	12.1	0.3	6.7	6.5	10.3	0.0	10.9
70～74歳	13.9	0.0	2.4	4.9	14.0	1.0	2.2
75～79歳	16.8	0.0	2.9	1.1	9.5	0.0	0.0
80～84歳	14.7	0.0	0.5	0.5	6.2	1.0	2.2
85歳以上	11.5	0.0	1.4	0.5	2.1	2.1	0.0
無回答	4.9	6.1	5.7	5.9	4.1	5.2	10.9
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）
※図表中の「n」は各設問に該当する回答者の総数であり回答率の母数（以降同様）





② 住む場所について

現在の生活の場は、いずれの障害種別でも、「本人または家族の持ち家」が最も多く、今後暮らしたい場所としては、「現在と同じ場所」が最も多くなりました。

また、「現在と違う場所で暮らしたい人」の希望する場所について、知的障害者及び発達障害者は「グループホーム・生活ホーム」が最も多くなっていますが、このうちの大多数は、アンケート調査の記入者が「親若しくは支援者」となっています。

図 今後暮らしたい場所

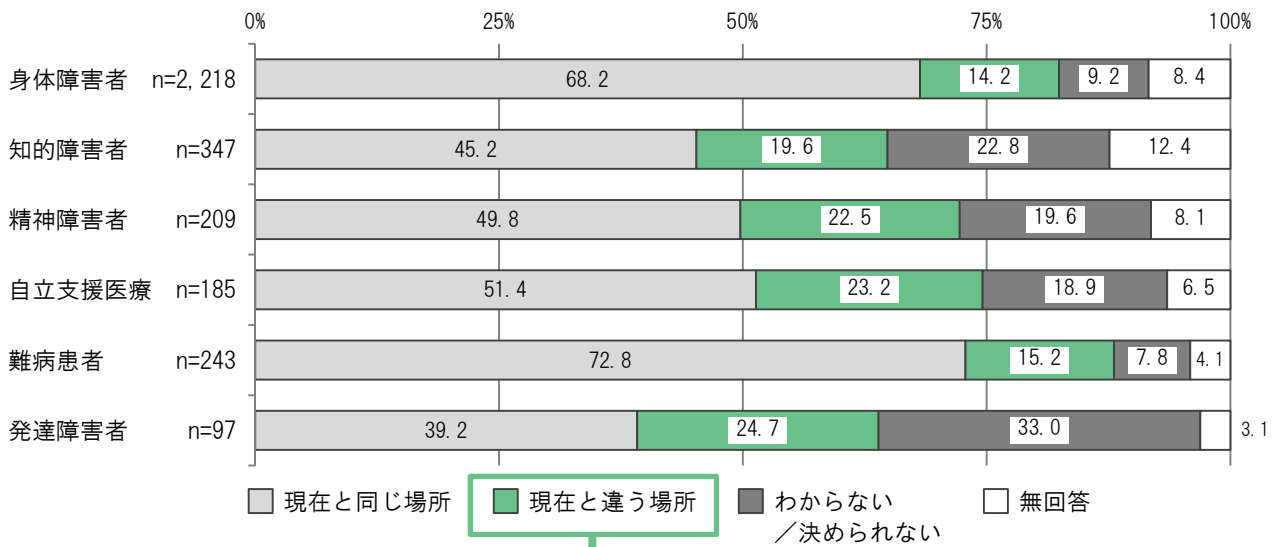
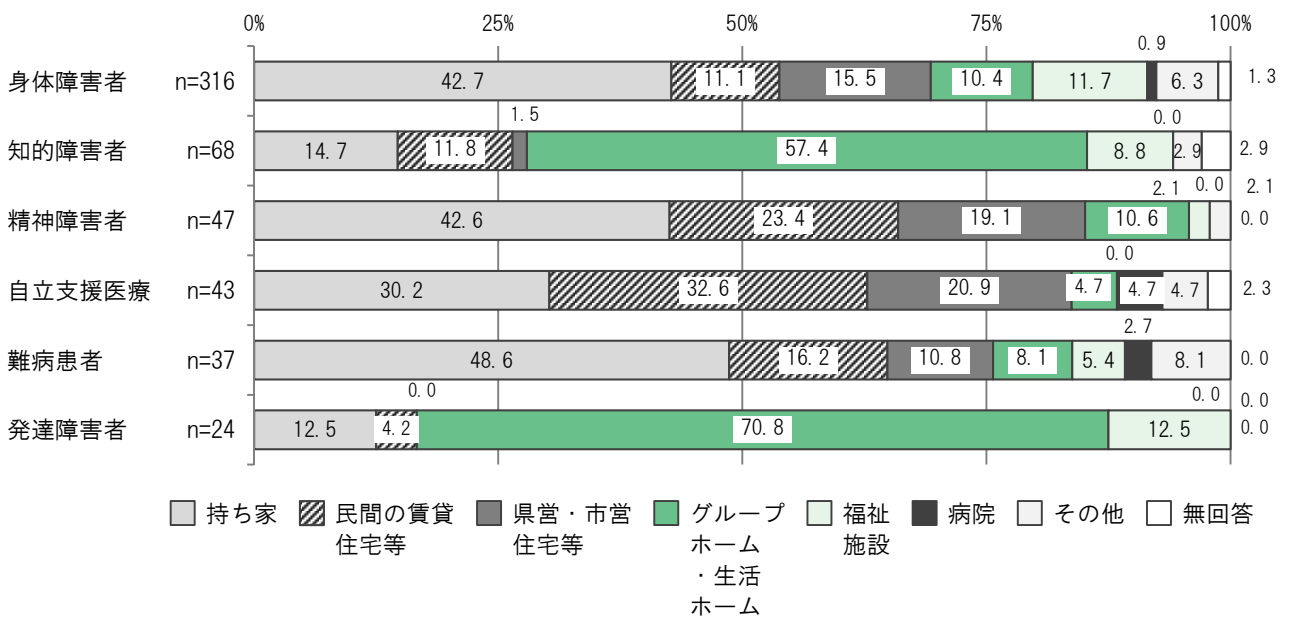


図 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所





③ 収入の状況について

収入の状況は、全体的に「年金・手当」が多い傾向にあります。知的障害者や発達障害者は、「親族の扶養または援助」が最も多く、就労移行支援や就労継続支援等の「福祉的就労による収入」のある方も多いのが特徴です。

精神障害者や自立支援医療利用者は、生産年齢期の方が多くいるものの、「年金・手当」が最も多く、一般就労所得が低く、生活保護を受けている方が多いのが特徴です。また、勤労形態はパート・アルバイトが最も多く、他の障害種別と比較して最も高い比率となっています。

表 収入の状況（複数回答）

単位：％

	身体障害者 n=2,218人	知的障害者 n=347人	精神障害者 n=209人	自立支援医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達障害者 n=97人
給料・報酬	12.6	19.0	12.0	33.0	35.4	18.6
事業収入	2.9	0.3	0.0	0.5	3.7	0.0
福祉的就労による収入	0.8	22.2	7.7	4.3	0.0	22.7
年金・手当	76.3	43.8	58.4	35.7	49.0	37.1
生活保護費	5.1	3.7	20.1	15.7	0.8	0.0
財産収入	4.6	0.0	2.9	3.8	4.9	0.0
親族の扶養または援助	12.8	46.4	23.9	27.0	16.5	47.4
その他	1.8	1.7	2.4	2.2	1.2	4.1
無回答	4.1	2.6	7.2	4.9	2.5	2.1
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

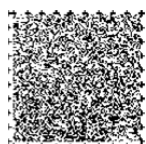
④ 日常生活の状況について

主な介助者は、身体障害者は、「夫または妻」が最も多く、「子どもやその配偶者」が続いています。また、知的障害者、発達障害者は、「父または母」が8割以上となっています。

表 主な介護者（2つまでの複数回答）

単位：％

	身体障害者 n=2,218人	知的障害者 n=347人	精神障害者 n=209人	自立支援医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達障害者 n=97人
父または母	8.4	86.2	22.5	24.9	10.3	82.5
夫または妻	38.1	1.2	9.6	10.8	41.2	4.1
子どもやその配偶者	27.0	0.6	5.7	6.5	14.4	1.0
その他の親族	2.9	8.1	1.9	2.2	2.1	17.5
各種ヘルパー	8.0	8.4	3.3	1.1	4.5	4.1
施設・病院の職員	7.8	13.0	4.8	2.7	2.9	22.7
その他	1.3	1.4	2.4	0.5	0.0	2.1
介助は受けていない	23.6	4.6	21.5	31.4	37.9	6.2
無回答	3.8	2.0	28.2	20.0	2.1	1.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0





また、日常生活における、身のまわりのこと、家の中での移動、家事などの状況については、身体障害者や知的障害者は、銀行等での手続き、お金の管理といった面で支援を要するのが特徴的となっています。発達障害者は、銀行等での手続きやコミュニケーション面で支援が必要となっています。

⑤ 相談について

「相談相手」は、いずれの障害種別でも、「家族や親戚」が最も多くなっていますが、相談したいが、できない人のうち、相談できない理由としては、「どこ（誰）に相談していいかわからない」や、「相談しても満足 of いく回答がもらえない」が多い傾向となり、相談窓口の周知のほか、障害特性に応じた専門性の確保が求められています。

表 相談できない理由（複数回答）

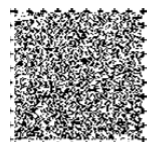
単位：%

	身体障害者 n=102人	知的障害者 n=28人	精神障害者 n=21人	自立支援医療 n=23人	難病患者 n=5人	発達障害者 n=8人
どこ（誰）に相談していいかわからない	47.1	32.1	42.9	52.2	80.0	25.0
身近なところに相談できるところがない	23.5	17.9	19.0	43.5	40.0	0.0
相談しても満足 of いく回答がもらえない	26.5	28.6	52.4	52.2	60.0	12.5
プライバシー保護に不安がある	24.5	3.6	38.1	21.7	0.0	12.5
夜間や休日などに相談するところがない	18.6	14.3	14.3	13.0	20.0	12.5
その他	16.7	50.0	14.3	17.4	20.0	75.0
無回答	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑥ 昼間の活動の場について

昼間の活動の場は、多くの障害種別において、「主に自宅にいる、主に自宅で過ごしている」と回答した方が最も多くなっています（身体：62.9%、精神：56.9%、自立支援医療：53.0%、難病：48.6%）。知的障害者は、「働いている」という方が最も多く、発達障害者は、障害福祉サービス事業所等に通所・入所している」という方が最も多くなっています。

主に自宅にいる理由としては、身体障害者は、「高齢のため」という理由が最も多くなっていますが、他の障害の方については、「病気のため」という理由が最も高くなっています。





学校や職場等で過ごしている人のうち、「活動の場で困っていることや不満に思うこと」については、困っていることや不満はないという回答が多い一方で、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、人間関係が難しいという回答も多い傾向にあります。

また、障害や難病のある子どもをもつ保護者が、幼稚園、保育園、学校に望むこととしては、「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」や「障害特性の理解と支援」といった回答が多くなっています。

表 幼稚園、保育園、学校に望むこと（複数回答）

単位：%

	身体障害者 n=50人	知的障害者 n=117人	発達障害者 n=97人
相談体制を充実してほしい	22.0	30.8	29.9
能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい	40.0	65.0	36.1
施設、設備、教材を充実してほしい	32.0	40.2	20.6
通常の学級への受け入れを進めてほしい	10.0	11.1	16.5
まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい	32.0	33.3	15.5
医療的ケア（導尿、経管栄養、痰の吸引など）が受けられるようにしてほしい	14.0	6.0	2.1
療育指導（理学療法、言語や難聴指導など）／【発達障害】療育プログラム（感覚統合や言語指導など）／が受けられるようにしてほしい	32.0	43.6	30.9
通級を増やしてほしい	8.0	9.4	15.5
通常学校での支援促進	26.0	24.8	24.7
通常級での教員・職員の加配	22.0	23.1	20.6
障害特性の理解と支援	30.0	55.6	37.1
障害を理由としたいじめや不登校等の対応	22.0	24.8	23.7
特別支援教育支援員やコーディネーターの増員	22.0	38.5	19.6
その他	24.0	12.0	10.3
特に望むことはない	4.0	5.1	3.1
無回答	10.0	5.1	46.4
全体	100.0	100.0	100.0

⑦ 外出について

外出の際の移動手段は、身体障害者や難病患者は「自動車」が最も多くなっていますが、知的障害者、精神障害者、自立支援医療利用者は、「電車・バスなどの公共交通機関」が最も多くなっています。

外出の際の移動支援事業の利用状況は、いずれの障害種別においても「制度を知らない」という回答が最も多くなっていることから、制度の周知が求められています。

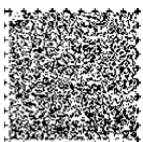




表 移動手段（複数回答）

単位：％

	身体 障害者 n=2,218人	知的 障害者 n=347人	精神 障害者 n=209人	自立支援 医療 n=185人	難病患者 n=243人
電車・バスなどの公共交通機関	38.4	59.1	55.0	62.7	49.4
タクシー	29.5	9.8	10.5	8.1	17.7
自動車	49.3	52.4	28.2	34.1	52.3
バイク	1.1	0.9	3.8	3.2	2.1
自転車・徒歩	28.2	47.3	55.0	57.3	36.2
ヘルパーなどによる送迎	8.2	11.0	3.3	2.2	4.9
その他	4.1	2.3	2.9	1.1	4.1
無回答	4.1	2.3	5.7	2.7	4.1
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

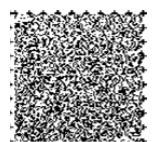
表 外出の際の移動支援事業の利用状況

単位：％

	身体 障害者 n=2,218人	知的 障害者 n=347人	精神 障害者 n=209人	自立支援 医療 n=185人
利用している	6.4	22.8	3.3	1.6
利用したいが、利用対象者でないため利用できない	2.2	2.3	1.9	1.6
利用したいが、利用者負担が大きいため利用できない	1.6	1.4	1.0	1.6
利用したいが、利用者負担が大きいため利用を制限している	0.8	2.3	0.0	0.0
制度は知っているが、利用する必要がない	22.2	24.8	19.6	26.5
制度を知らない	39.3	28.5	55.0	52.4
その他	4.5	8.1	3.8	5.4
無回答	23.1	9.8	15.3	10.8
全体	100.0	100.0	100.0	100.0

外出する際に困ることは、「特に困っていることはない」という回答がいずれの障害種別においても多い傾向にあります。次いで「交通費等の費用がかかる」や「周囲の視線が気になる」という声が多い傾向があります。

また、身体障害者は、「歩道や出入口等の段差がある」という回答も24.6%と高く、バリアフリー化等の対応が求められています。





⑧ 情報について

障害福祉に関する情報を得るところは、全体的に「市の広報」が多い傾向にありますが、精神障害者や自立支援医療利用者は、「病院などの医療機関」が最も多くなっています。また、発達障害者は、「障害者団体」や「家族や友人」を通して情報を得ることが多い傾向にあります。

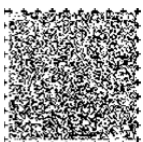
情報入手やコミュニケーションをとる上で困ることは、「特に困ることはない」という方が多くいる中で、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、「うまく話ができない、うまく質問できない」という方が最も多くなっています。

身体障害者のうち、視覚障害者の「案内表示がわかりにくい」という回答及び聴覚障害者の「問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない」という回答は、他の障害種別と比較して高い比率となっています。

表 情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること（複数回答）

単位：%

	身体 障害者 n=2,218人	知的 障害者 n=347人	精神 障害者 n=209人	自立支援 医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達 障害者 n=97人
案内表示がわかりにくい	6.2	9.5	4.8	5.9	3.7	14.4
音声情報や文字情報が少ない	4.3	3.5	3.3	1.1	1.2	9.3
パソコン・タブレット等の使い方がわからない	17.2	15.0	16.3	17.3	19.8	20.6
問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	2.8	1.7	1.9	1.1	1.2	3.1
相手と直接顔を合わせて話すのが苦手	3.9	16.7	24.9	16.8	3.7	24.7
自分の思いを伝えることを控えてしまう	6.1	18.2	22.0	20.5	7.0	29.9
うまく話ができない、うまく質問できない	9.6	47.8	32.1	20.0	11.9	60.8
相手が介助者と話してしまう	2.0	4.0	1.4	2.7	1.2	5.2
読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい（簡単でわかりやすい文章にしてほしい）	11.8	30.5	16.3	10.3	11.9	34.0
難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）	15.4	29.7	22.5	18.4	10.3	42.3
状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない	7.2	41.8	15.8	11.9	4.1	47.4
その他	5.7	6.1	6.7	2.7	3.3	14.4
特に困ることはない	36.6	11.8	28.7	37.3	48.6	4.1
無回答	17.4	11.5	13.9	9.7	10.3	8.2
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0





⑨ 障害者（難病患者）への理解について

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の認知度は、いずれの障害種別においても、「まったく知らない」という回答が最も多くなっています。障害者差別解消法の認知度は、ノーマライゼーション条例の認知度以上に、「まったく知らない」の回答割合が高くなっています。

また、「障害者（難病患者）への理解を深めるために力を入れるべきこと」は、いずれの障害種別においても、「小・中学校、高校、大学等での福祉教育の充実」、「支援グループの育成」、「障害者自身が積極的に社会参加をする」という回答が多い傾向にあります。

図 ノーマライゼーション条例の認知度

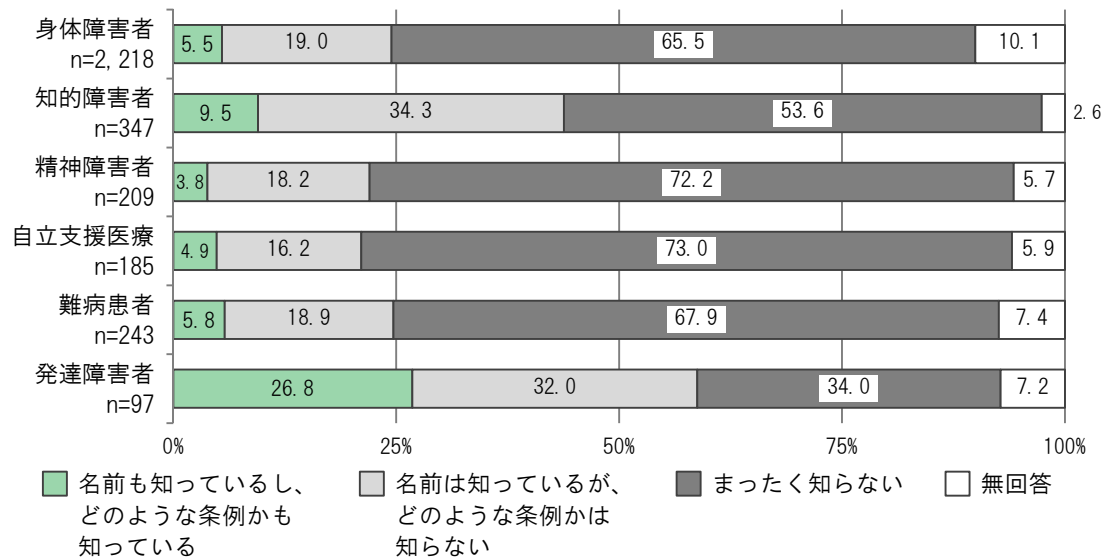
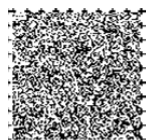
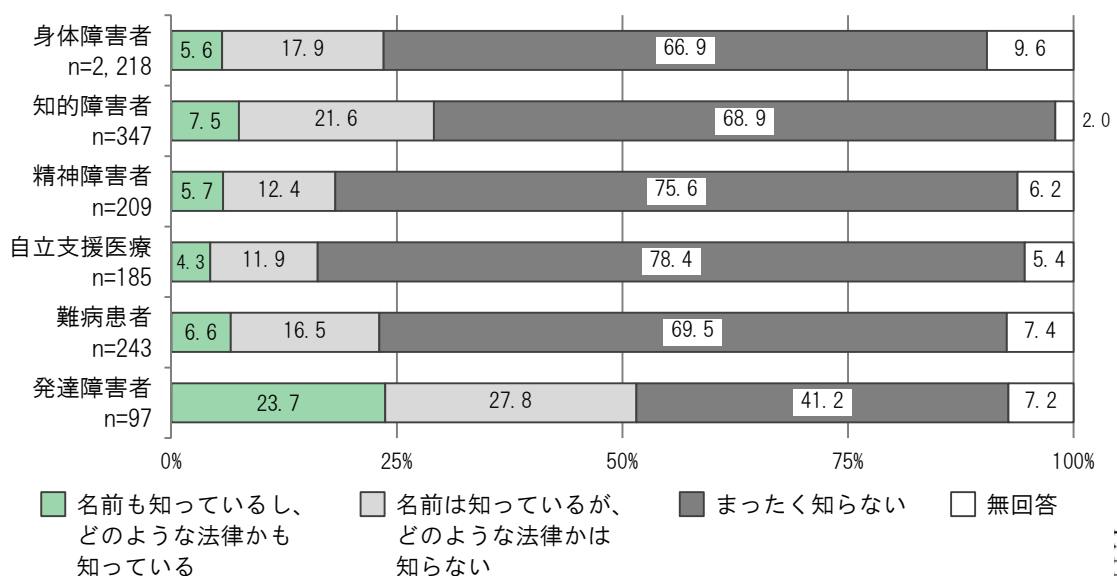


図 障害者差別解消法の認知度





⑩ 災害時の対応について

大災害時に望む支援は、身体障害者、精神障害者、自立支援医療利用者、難病患者は、「いつも服薬している薬の確保」が最も多くなっています。

知的障害者、発達障害者は、「避難先などで障害に配慮してもらえること」が最も多くなっています。

表 大災害時に望む支援（3つまでの複数回答）

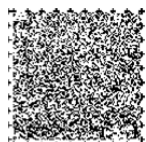
単位：%

	身体障害者 n=2,218人	知的障害者 n=347人	精神障害者 n=209人	自立支援医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達障害者 n=97人
歩いて行けるとところで、少しはプライバシーが守られる避難所	37.6	37.8	46.4	53.5	48.6	38.1
障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所	38.1	40.1	19.6	20.5	20.6	37.1
避難所などで福祉サービスを受けられること	19.3	21.0	10.5	14.1	12.3	18.6
避難先などで障害に配慮してもらえること	28.4	47.6	28.7	18.9	19.8	67.0
いろいろな情報がもらえること	21.7	20.5	22.5	22.2	31.3	14.4
いつも服薬している薬の確保	39.3	27.1	58.9	63.8	57.6	21.6
誰かに一緒にいてもらえたり、不安な気持ちを聞いてもらえること	8.4	22.2	16.7	21.1	7.0	20.6
福祉用具等（車いすやストマ用装具等）の確保	11.5	1.7	3.8	1.1	7.0	0.0
避難できない、または避難したくないので、自宅に支援物資などを届けてくれること	15.6	21.0	11.0	10.3	13.2	26.8
経験がないのでわからない	21.6	18.2	20.1	14.1	16.0	16.5
その他	2.0	1.4	2.9	2.2	3.7	4.1
特に思いつかない	3.2	3.2	4.3	3.8	6.6	3.1
無回答	6.3	3.2	4.8	3.8	4.5	4.1
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑪ 障害者（難病患者）福祉施策への要望について

障害者福祉施策に対して望むこと、取り組んでほしいことは、身体障害者の主な回答は、「年金や手当などの所得保障の充実（41.7%）」、「医療費の負担軽減（24.3%）」、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実（19.8%）」となっています。

精神障害者の主な回答は、「年金や手当などの所得保障の充実（49.3%）」、「医療費の負担軽減（34.0%）」、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実（27.8%）」となっています。





自立支援医療利用者の主な回答は、「年金や手当などの所得保障の充実（48.1%）」、「医療費の負担軽減（35.1%）」、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実（30.3%）」となっています。

難病患者の主な回答は、「医療費の負担軽減（60.5%）」、「年金や手当などの所得保障の充実（42.8%）」、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実（19.3%）」となっています。

知的障害者の主な回答は、「年金や手当などのお金を増やしてほしい（34.3%）」、「グループホームを増やしてほしい（32.9%）」、「障害者の就労へ向けた支援を行う施設を増やしてほしい（20.5%）」となっています。

発達障害者の主な回答は、「年金や手当などのお金を増やしてほしい（34.0%）」、「まわりの人に自分たちのことをわかってほしい（25.8%）」、「グループホームを増やしてほしい（22.7%）」となっています。

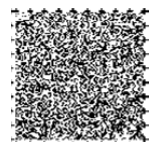
また、「今後どのようにしたいか」という質問に対しては、身体障害以外の障害種別においては、いずれも「社員（契約社員含む）や従業員として働きたい」という回答が多い結果となっています。

⑫ 障害や病気があることについて

「障害者手帳を持っていること、または障害や病気があることを周囲に伝えているか」という質問については、「伝えていない」という回答はいずれの障害種別においても少なくなっていますが、精神障害者及び自立支援医療利用者は比較的多い結果となり、その理由としては「差別や偏見のおそれがあるから伝えない」が最も多くなっています。

表 障害者手帳を持っていること、または障害や病気があることを周囲に伝えない理由（複数回答）
単位：%

	身体障害者 n=2,218人	知的障害者 n=347人	精神障害者 n=209人	自立支援医療 n=185人	難病患者 n=243人	発達障害者 n=97人
差別や偏見のおそれがあるから伝えない	5.3	12.4	39.7	37.8	8.6	34.0
世間の目が気になるから伝えない	4.6	10.7	27.8	28.6	8.6	20.6
家族の意向のために伝えない	1.1	3.2	2.9	7.6	0.4	2.1
伝えても、わかってもらえないから伝えない	5.8	12.7	17.2	24.9	15.6	30.9
特に伝える必要がないから伝えない	26.3	28.8	33.0	28.1	32.5	14.4
その他	2.2	3.5	4.8	3.8	4.9	10.3
特に問題なく伝える	37.3	32.3	12.4	12.4	32.1	19.6
無回答	26.4	20.5	15.8	21.6	18.9	23.7
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0





⑬ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

アンケート調査を行った事業所のサービス種類は、「居宅介護」が52.1%で最も多く、次いで「重度訪問介護」が46.9%となっています。

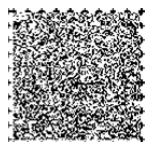
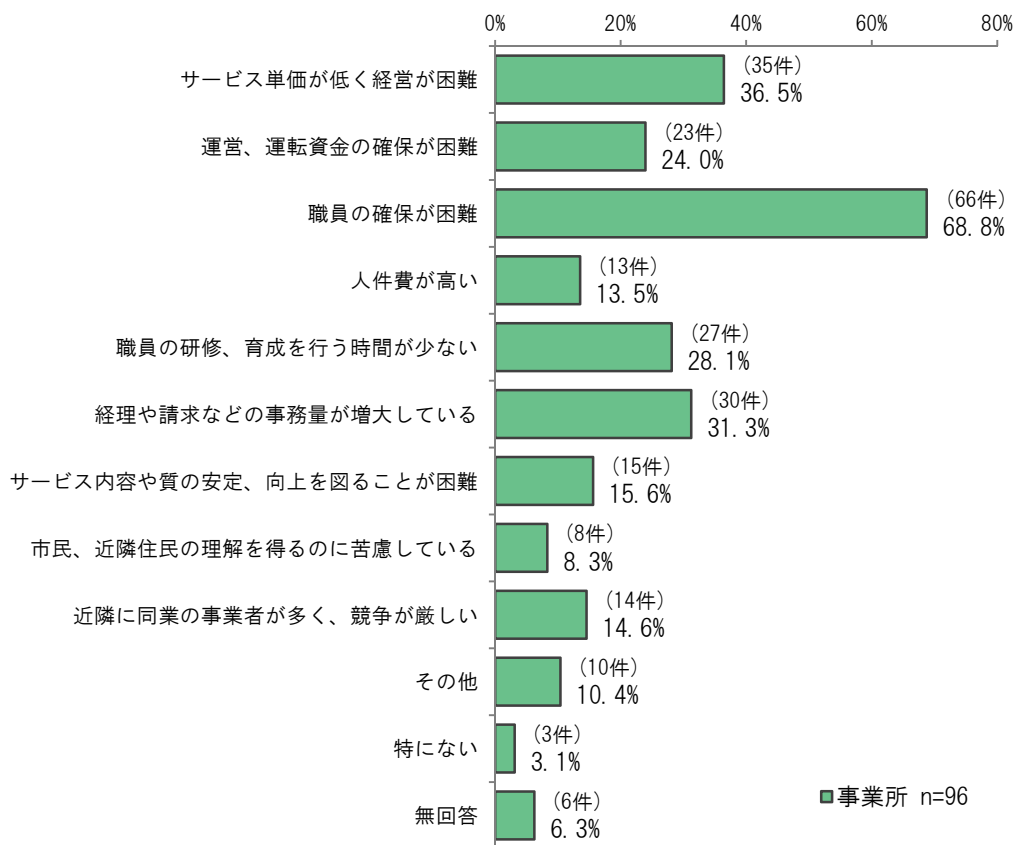
雇用関係として、職員の雇用形態では、正規職員の平均は5.6人、非正規職員の平均は8.9人、その他職員数の平均は2.1人となっています。職員の性別は、「男性」平均3.6人、「女性」平均10.8人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「60歳以上」が4.6人で最も多く、次いで「40歳代」が3.8人、「50歳代」が3.7人となっています。職員の勤続年数別平均人数は「5年以上10年未満」が4.3人で最も多くなっています。

経営上の課題は「職員の確保が困難」が68.8%で最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が36.5%、「経理や請求などの事務量が増大している」が31.3%となっています。

人材確保面については、職員の過不足状況は「大変不足している」が28.1%、「不足している」が26.0%、「やや不足している」が25.0%で、合わせると約8割となっています。平成27年度の職員の退職者については、「いた」が65.6%で、人数は「常勤」平均が1.5人、「非常勤」平均が1.9人と、離職率が高くなっています。

図 経営上の課題（複数回答）





（3）誰もが共に暮らすための市民会議での意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

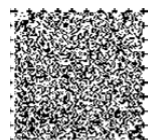
平成28年度には主に次期障害者総合支援計画策定に向けての話し合いを行いました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

【障害に対する理解・啓発】

- 一般の人は障害ということを特別なことと考えている、子どものころはそのような偏見がないので子どものうちから教育が必要。
- 学齢期から障害児と共生している人は、大人になってから接する人よりも自然に接することができるように感じるので、特別支援学校の教育の場として培ったノウハウを一般の人々に周知し、活用できる仕組みがほしい。
- どこにも所属していない当事者、特別支援学校の生徒などに法律の周知が必要。
- 障害児の親が、障害児が周りに迷惑をかけていると考え、すぐ謝っているのをよく見るが、たしかに、障害者との共生を受け入れてくれる人、拒絶する人、世間には様々な人がいるが、障害特性をよく知らないで、拒絶する人もいると思うので、周囲にしっかり理解してもらえるような工夫があればよい。
- 条例を知らない人が多くいることがアンケートによってわかる。その反省を踏まえて、周知の仕方を考えていかなければいけない。
- 一般市民の障害に対する理解がないと、計画や制度が整備されてもそれが活かされない。また、障害に対する理解は、障害者との関わりがないと進まないのではと感じる。
- 学校で福祉教育に力を入れてもらえれば、障害に対する理解が進むのでは。
- 難病患者に対する配慮が申請手続き等の面で感じられない。

【権利擁護】

- 成年後見人制度について高齢者ばかりで障害者では増えない。
- 「後見＝判断能力が無い」ではなく、本人と協力して制度を利用していけるようになるべき。
- 後見人たちの障害への理解が浅いと感じる。
- 保佐人・補助人から始まり、買い物・銀行等は制度を使い、財産管理は家族がするとか使い分けができるようになるといい。



**【福祉サービスについて】**

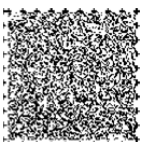
- 支援の質の高さが大事。給与、勤務内容等、支援員の環境を整えるような施策を。
- 精神障害の場合は家族による支援が多いので、家族に対する支援があればよい。
- 支援員の人材育成について、小さい時から障害者と関わっていないと施設などで働く人材が増えていかないのでは。子どもの時から障害者と触れ合って理解を深めるような施策を。
- 難病患者も申請をすれば手帳を取得することができるが、個々の理由でそれをしない人もいる。障害分野以外でも手帳取得者と同等のサービスを受けられるようになってほしい。

【住居について】

- 本人や親の高齢化によりグループホームの必要性が高くなる。障害ごとに必要な支援が違うので必要性を聞きながら作っていくことが必要。
- グループホームの確保が喫緊の課題。地域の支援を受けて、自宅で生活できる障害者もいるが、グループホームを希望する障害者も少なくない。グループホームの整備を推進し、希望者が入居できるように、施設数を確保するよう、次期計画に盛り込んでいただきたい。
- グループホームの整備は建設費が大きい。土地の確保も大変。3/4補助だが、上限額があるので法人の持出しが大きい。調整区域や住民の反対という問題もある。
- グループホームを作っても職員の確保が難しい。
- 息子が知的障害だが、将来に不安。自分が70歳の時に息子は50歳。グループホームにもっと力を入れてほしいが人手の問題はある。
- グループホームの拡充を。グループホームを必要としているのは、全面サポートが必要だから。
- グループホームだけでなく、大型入所施設も拡充してほしい。程度の重い人に対してのケアは入所でないと難しい。

【相談・支援】

- 障害があることを世間に相談できていない。世間との壁、窓口に行かない、行けないというのが現状。
- 自分が勤める法人でも家族会はあるが、つながるのが苦手な方もいる。手を挙げられない人には支援が繋がらない。





- ・ 特別支援学校を卒業すると、相談できる場所が少なくなる。支援センター、窓口を知らない人。声を上げるまとまりが必要。
- ・ 障害の特性を知ることが、個別の支援につながっていくのでは。
- ・ 移動支援、生活サポートは現実にとっても使いにくいサービスとなっている。利用者に沿って必要な人に、必要な支援を充実させてほしい。
- ・ 医学の進歩により難病が判明してきているが、それに対する支援体制が追いついていない。
- ・ 市内の障害関係の支援施設の相談体制に格差・ムラがある。そのためにも、支援者の育成は喫緊の問題ではないか。特に専門の知識を有している支援者が少なすぎるので、次期計画において、支援者の育成に力を入れてほしい。

【情報の取得・コミュニケーション】

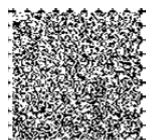
- ・ 全ての人が意見を言えるよう、いろいろな媒体で意見が言えるように気を付けてほしい。障害によっては、紙媒体は扱いづらい場合もあるので、メールでの回答が良い場合もある。様々な障害でも意見が言えるようにホームページやインターネットを誰にでも使いやすいようにもっと活用して欲しい。
- ・ 高齢の障害者はインターネットの利用ができない人がいる。高齢者や障害者に対しての接し方を考えて欲しい。
- ・ 聞こえない方にとっては、様々な場所でちゃんと対応してもらえるか、その意味で手話言語条例が必要。

【障害児支援】

- ・ 学童保育の問題は障害関係、児童関係のどちらにも入っていないのが現状。
- ・ 学童保育できちんと指導ができるよう専門家のアドバイスが必要。
- ・ 障害があるが手帳を持っていない子どもに対する支援の議論ができていない。放課後の支援は、小学校では学童保育があるが、中学、高校に上がった時の支援が見えない。

【危機対策】

- ・ 災害時の体制が進んでいないのでは。
- ・ 災害が起こった際にさいたま市として対応できるのか、実際に起こった所を参考に考える必要がある。
- ・ 自分の子は、脱走癖があるので通常の避難所は無理。

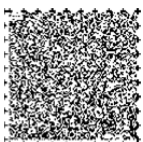




- ・災害時には情報の把握など、市の職員の協力は不可欠。
- ・災害が起きた際に、地域ぐるみで障害者を支えていけるような仕組みを行政側にも作っていただきたい。

【その他】

- ・障害者の目線でバリアフリーが進んでほしい。
- ・療育手帳Cだと障害年金がもらえない。発達障害など、周りに理解されにくい障害者に対して、新たに年金・所得の創設が今後必要なのでは。
- ・障害者の地域移行について、精神障害者は自宅で暮らしたいという人が圧倒的に多い。そのため、すぐ、地域移行ではなく、厚みをもって支援していけるような体制を作っていきたい。
- ・親同士、家族同士の情報共有の場が少なくなっている。
- ・知的障害、身体障害は学校を通して親同士がつながることができる。発達障害は普通級に行くことが多いので、周りの親とつながることが難しい。当事者会でつながる方がよい。





4. 障害者福祉をめぐる動向

(1) 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律は、障害者基本法第 4 条「差別の禁止」を具体化するものとして、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止や、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、平成 24 年 6 月に成立し、平成 26 年 4 月完全施行されました。障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けるとともに、難病等により障害がある者が追加されました。

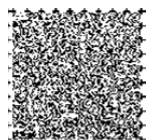
この法律は施行 3 年後に見直すこととされており、平成 27 年の社会保障審議会障害者部会の報告書をもとに、平成 28 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立しました。

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもので、一部を除き平成 30 年 4 月に施行となっています。

(3) 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」は、平成 16 年に成立し、平成 17 年 4 月から施行されました。本法が施行されて以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解促進も図られてきました。

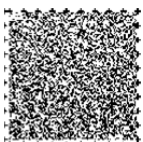
一方で、法の施行から 10 年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援が求められていることから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が、平成 28 年 5 月に国会で成立し、同年 8 月から施行されました。





年月	障害福祉施策の動向
平成17年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援法の施行 (発達障害の定義、発達障害への理解促進、発達障害者支援センターの設置など)
平成18年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化など)
12月	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障害者等の移動の円滑化など)
平成19年 9月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約に署名
平成22年12月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の改正 (利用者負担の見直し、発達障害が対象として明確化など)
平成23年 4月	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)の施行
8月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の改正 (障害者の定義の見直し、差別の禁止など)
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止法の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置など)
平成25年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障害者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加など) 障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進など)
平成26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約の批准
4月	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法の改正 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直しなど)
平成27年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大など)
平成28年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の施行 (障害者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など) 障害者雇用促進法の改正 (雇用分野での障害者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定など)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援法の改正 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた、きめ細かな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置など)
平成30年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法の改正 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設など) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正 (地域共生社会の実現に向けた取組の推進など)

※法令等の名称は略称となっています。





5. 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

**誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して**

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

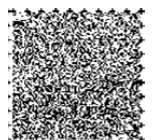
(2) 基本目標

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深めていくとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。





基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。

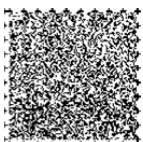
また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

全ての人々が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められており、障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とした支援や環境の調整が必要です。

また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人、障害のない人誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう支援することが必要です。

障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。



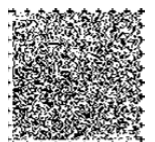


基本目標4 障害者の危機対策

災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。

大規模な災害等の経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難することができ、意思疎通や情報収集に関する支援や避難所での安定した避難生活の確保など、障害に応じた必要な配慮や支援が提供できるよう対策を進める必要があります。

また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。





(3) 計画の体系

基本方針

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

基本目標・基本施策

基本目標 1

障害者の権利の擁護の推進

〔条例第 9～21、23、29 条関係〕

- (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
- (2) 障害を理由とする差別の解消
- (3) 障害者への虐待の防止
- (4) 成年後見制度の利用の支援

基本目標 2

質の高い地域生活の実現

〔条例第 22、24、27、28、29 条関係〕

- (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援
- (2) 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援
- (3) 障害者の居住場所の確保
- (4) 相談支援体制の充実
- (5) 人材の確保・育成

基本目標 3

自立と社会参加の仕組みづくり

〔条例第 25、26、30 条関係〕

- (1) 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策
- (2) 障害者の就労支援
- (3) バリアフリー空間の整備
- (4) 外出や移動の支援
- (5) 文化・スポーツ活動の促進

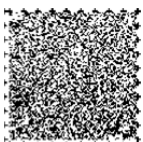
基本目標 4

障害者の危機対策

〔条例第 25 条関係〕

- (1) 防災対策の推進
- (2) 緊急時等の対策

※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。





(4) 実施事業

実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

●基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

実施事業		担当所管	頁
★1	障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発	障害政策課	61
★2	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	61
3	「障害者週間」市民のつどいの実施	障害政策課	61
4	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	62
5	交流及び共同学習の発展	特別支援教育室	62
6	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	62
7	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	62
8	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	62

●基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

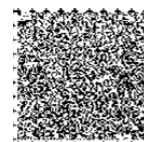
実施事業		担当所管	頁
★1	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	64
★2	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	64

●基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★1	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害支援課	66
★2	虐待の防止のための研修の実施	障害支援課	66

●基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管	頁
1	成年後見制度の利用の促進	障害支援課	67
2	成年後見制度利用支援事業の実施	障害支援課	67





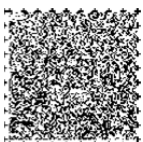
基本目標2 質の高い地域生活の実現

●基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

実施事業		担当所管	頁
1	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	68
2	私立幼稚園等特別支援促進事業の実施	幼児政策課	68
3	保育所での育成支援の充実	保育課	68
4	総合療育センター事業	総合療育センターひまわり学園総務課・医務課 療育センターさくら草	69
★5	多様な学びの場の充実	特別支援教育室	69
6	相談支援体制の充実	特別支援教育室	69
7	心身障害児特別療育費の補助	障害支援課	69

●基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管	頁
1	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害支援課	71
★2	障害福祉サービス事業所等の整備	障害政策課	71
3	指導監査の実施	監査指導課	71
4	心身障害者医療費の給付	年金医療課	72
5	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	72
6	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	72
★7	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	こころの健康センター 障害支援課 精神保健課	72
8	精神科救急医療体制整備事業の実施	健康増進課	72
9	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	73
10	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	73
11	家族教室の開催	精神保健課	73
★12	高次脳機能障害の普及啓発と相談支援	障害者更生相談センター	73





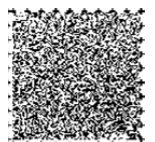
実施事業		担当所管	頁
★13	発達障害者（児）に対する支援の充実	障害政策課 障害者総合支援センター 総合療育センターひまわり 学園育成課 療育センターさくら草 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	74
14	発達障害児支援の普及、啓発	総合療育センターひまわり 学園総務課・育成課 療育センターさくら草	74

●基本施策（3）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管	頁
★1	グループホームの整備	障害政策課	77
2	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害支援課	77
3	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	77
4	居宅改善整備費の補助	障害支援課	77

●基本施策（4）相談支援体制の充実

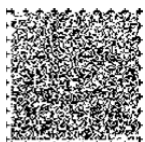
実施事業		担当所管	頁
1	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害支援課	78
2	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	78
★3	障害者生活支援センターの充実	障害支援課	78
4	高齢・障害者権利擁護センターの運営	障害支援課	79
5	精神保健福祉に関する相談の実施	こころの健康センター 精神保健課	79
6	精神保健福祉士の区役所派遣事業	こころの健康センター	79
7	障害者相談員の設置	障害支援課	79
8	聴覚障害者相談員の設置	障害支援課	80





●基本施策（5）人材の確保・育成

実施事業		担当所管	頁
★1	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課 障害支援課	81
★2	手話講習会の開催	障害支援課	81
★3	要約筆記者養成講習会の開催	障害支援課	81
4	市職員に対する手話等の研修の実施	障害支援課 人材育成課	81
5	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	82
6	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	82
7	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	82
8	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	82
9	地域のネットワークを活用した人材育成	中央区役所支援課 岩槻区役所支援課	82





基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

●基本施策（1）意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策

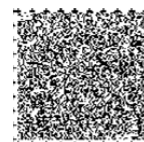
実施事業		担当所管	頁
1	障害者等に配慮した情報提供	障害支援課 広報課	84
2	聴覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	84
3	視覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	84
4	選挙時の情報提供	選挙課	85
5	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館資料サービス課	85

●基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管	頁
★1	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	86
2	障害者ワークフェア等共同開催事業	障害支援課 障害者総合支援センター	86
★3	障害者優先調達の推進	障害支援課 障害者総合支援センター	86
★4	自主製品販売事業の活性化	障害支援課 障害者総合支援センター	87
5	さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	87
6	障害者の働く場づくりの推進	障害者総合支援センター 障害支援課 障害政策課 産業展開推進課	87

●基本施策（3）バリアフリー空間の整備

実施事業		担当所管	頁
1	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	89
2	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	89
3	バリアフリー化の推進	交通政策課 道路環境課	89
4	ノンステップバスの導入の促進	交通政策課	90
5	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	90



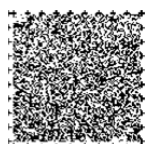


●基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管	頁
★1	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害支援課	92
2	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害支援課	92
3	リフト付き自動車の貸出し	障害支援課	92

●基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管	頁
1	さいたまスポーツフェスティバル開催事業	オリンピック・パラリンピック部	93
2	障害者文化芸術活動推進事業	障害政策課 障害支援課	93
3	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	93
4	ふれあいスポーツ大会の実施	障害政策課	93
5	スポーツ教室の充実	障害政策課	94
6	障害者文化芸術作品展の実施	障害政策課	94
7	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館資料サービス課	94
8	市立施設の使用料減免	障害支援課	94





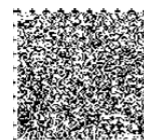
基本目標4 障害者の危機対策

●基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管	頁
★1	防災知識等の普及・啓発	障害支援課 福祉総務課 防災課	96
★2	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉総務課	96
★3	避難行動要支援者名簿の活用	福祉総務課 防災課 障害支援課	96
★4	緊急時における確実な情報の発信・受信	防災課	97
★5	防災訓練への障害者の参加	障害支援課 防災課	97

●基本施策（2）緊急時等の対策

実施事業		担当所管	頁
1	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課 障害支援課	99
2	緊急通報システムの設置	障害支援課	99
3	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課	99
4	緊急時安心キット配付事業	救急課	99
5	消費者行政の推進	消費生活総合センター	100

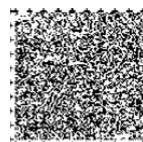


各論

第2章

実施事業、成果指標中の★印は、重点的に取り組む事業になります。

成果指標についての【現状】は、平成28年度の実績を基本として記載しています。





基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の周知啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★① 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発

《障害政策課》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、一般の企業等に広く周知、啓発を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進します。

★② 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施

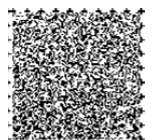
《障害政策課》

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。また、開催方法を工夫し、障害種別や障害のあるなしに関係なく、幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としていきます。

③ 「障害者週間」市民のつどいの実施

《障害政策課》

毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、講演会などを実施します。市民のつどいの開催に当たっては、幅広い市民が参加できるように内容の充実を図ります。





④ 人権に関する学習の推進

《人権教育推進室》

地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害者問題をはじめとする様々な人権問題をテーマにした講座や講演会を開催するなど、人権に関する学習を推進します。

また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、人権を尊重し合う教育を障害のある児童生徒にも、障害のない児童生徒にも行います。

⑤ 交流及び共同学習の発展

《特別支援教育室》

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習をさらに推進します。また、通常の学級と特別支援学級など、複数の場で学ぶことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。さらに、これらの活動を通して、障害への理解や「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理解啓発を図ります。

⑥ 心の健康に関する理解促進

《こころの健康センター》

ひきこもり、思春期、依存症、自殺予防などの心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。

⑦ 精神疾患に関する理解促進

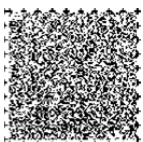
《精神保健課》

「統合失調症」や「躁うつ病」などをテーマとした講演会を開催し、精神障害者の自立と社会参加、及び精神障害に関する理解促進を図ります。

⑧ 市職員の障害者への理解促進

《障害政策課》

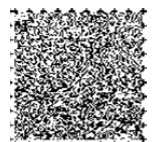
市職員の障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な窓口等での対応や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
★ 1	障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発 《障害政策課》	地域の中で、障害に対する理解が深まってきていると感じる市民の割合 【平成 25 年度 45.1%】	-	-	60%
★ 2	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施 《障害政策課》	参加者アンケートによる十分に意見交換できた方の割合 【アンケート未実施】	70%	75%	80%
3	「障害者週間」市民のつどいの実施 《障害政策課》	来場者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 【アンケート未実施】	80%	85%	90%
4	人権に関する学習の推進 《人権教育推進室》	公民館での人権に関する講座・講演会参加者数 【2,302 人】	2,520 人	2,550 人	2,580 人
		人権標語・作文の応募点数 【150,592 点】	152,000 点	153,500 点	155,000 点
5	交流及び共同学習の発展 《特別支援教育室》	特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒の交流及び共同学習参加率(実施人数/実施希望者数) 【100% (1,191/1,191 人)】	100%	100%	100%
6	心の健康に関する理解促進 《こころの健康センター》	参加者アンケートによる満足度 【アンケート未実施】	80%	80%	80%
7	精神疾患に関する理解促進 《精神保健課》	参加者アンケートによる満足度 【70%】	70%	70%	70%
8	市職員の障害者への理解促進 《障害政策課》	受講者アンケートによるノーマライゼーションについての理解度 【アンケート未実施】	80%	85%	90%





基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への差別を解消するための取組を実施します。障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんを行います。

また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進します。

実施事業

★① 障害者差別への適切な対応、支援の実施

《障害政策課》

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

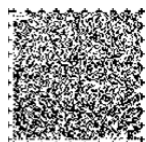
また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、合理的配慮の提供や地域における身近な差別の解消を推進するため、市民や企業等に対し、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行い、障害や障害者に対する理解の促進に努めるとともに、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めます。

★② 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施

《障害政策課》

障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

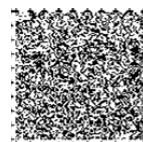
また、市の職員が障害者に対して適切な対応をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
★ 1	障害者差別への適切な対応、支援の実施 《障害政策課》	差別解消のための周知啓発 【パンフレットの作成・配布等による周知啓発活動を実施】	合理的配慮に関する好事例の収集	合理的配慮に関する事例集の作成	合理的配慮に関する事例集を活用した啓発
★ 2	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施 《障害政策課》	研修参加者のアンケートによる障害者差別の理解度 【アンケート未実施】	80%	85%	90%





基本施策（3）障害者への虐待の防止

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者虐待への適切な対応、支援の実施

《障害支援課》

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を各区1か所以上設置して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組めます。

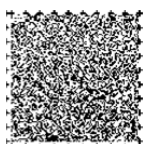
★② 虐待の防止のための研修の実施

《障害支援課》

平成30年度から施行される埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されることなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★1	障害者虐待への適切な 対応、支援の実施 《障害支援課》	設置区数 【2区】	4区	7区	10区
★2	虐待の防止のための研 修の実施 《障害支援課》	事業所の研修 受講率 【19%】	40%	70%	100%





基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障害者が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利・利益を保護します。

実施事業

① 成年後見制度の利用の促進

《障害支援課》

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、判断能力の不十分な障害者に、成年後見制度の利用の促進を図ります。

また、増大する需要に対し、弁護士や社会福祉士などの専門職がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を構築するため、その育成・支援を行います。

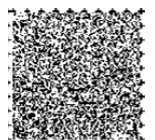
② 成年後見制度利用支援事業の実施

《障害支援課》

判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者に対して、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
1	成年後見制度の利用の 促進 《障害支援課》	市民後見人候補者登 録件数（累積） 【28 人】	30 人	35 人	40 人





基本目標 2 質の高い地域生活の実現

基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

① 乳幼児発達健康診査の実施

《地域保健支援課》

乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行います。

② 私立幼稚園等特別支援促進事業の実施

《幼児政策課》

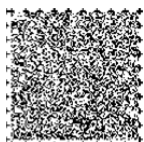
私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行うとともに、希望する私立幼稚園等に対して臨床心理士等を派遣し、対象幼児の行動観察を行った上で、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。

③ 保育所での育成支援の充実

《保育課》

発育や発達に心配のある児童を幅広く保育園で受け入れ、臨床心理士等による巡回保育相談の実施や療育機関との連携を強化するほか、個々の成長に合わせたきめ細かい柔軟な保育を実施するため、作業療法士等専門職を派遣し児童の育成を支援します。

また、私立保育園において障害児等を受け入れるに際し、加配保育士を配置するための人件費の助成や保育士を対象とした専門知識を得るための研修を開催するなどし、障害児等の受け入れを促進します。





④ 総合療育センター事業

《総合療育センターひまわり学園総務課・医務課・育成課、療育センターさくら草》
医療・福祉が一体となつて行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び保護者支援を継続して実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。
障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。あわせて、多職種の専門職による保育所・幼稚園等への訪問支援及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。

★⑤ 多様な学びの場の充実

《特別支援教育室》

障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学べるよう、全ての小・中学校（浦和中学校を除く）に特別支援学級を設置できるよう教室整備を進めるとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。

⑥ 相談支援体制の充実

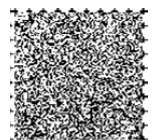
《特別支援教育室》

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、将来を見据えた一貫した支援を受けることができるように、教育、医療、保健、福祉、労働の専門機関が連携し、学校支援を行います。

⑦ 心身障害児特別療育費の補助

《障害支援課》

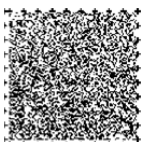
県内の重症心身障害児施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度障害児の処遇の適正化を図ります。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
1	乳幼児発達健康診査の実施 《地域保健支援課》	乳幼児発達健康診査 利用数 【982名】	1,000名	1,020名	1,040名
2	私立幼稚園等特別支援 促進事業の実施 《幼児政策課》	特別な教育的支援を 要する幼児を受け入 れている幼稚園の増 加数 【69園】	3園	3園	3園
3	保育所での育成支援の 充実 《保育課》	育成支援に係る 相談件数 【258件】	270件	280件	290件
		障害児保育事業を実 施する認可保育所の 増加数 【119施設】 〔参考：市内全保育所は 178施設〕	10施設	10施設	10施設
4	総合療育センター事業 《総合療育センターひま わり学園総務課・医務課・ 育成課、療育センターさく ら草》	初診数 【859件】	880件	940件	950件
★5	多様な学びの場の充実 《特別支援教育室》	特別支援学級の教室 整備率 【平成29年度 91.8% (146/159校)】	94.3% (150/159校)	96.9% (154/159校)	100% (159/159校)
		通級指導教室の拡充 【平成29年度 小学校（発達・情緒） 18校20教室(改修)】	中学校 （発達・情緒） 1校1教室 小学校 （難聴・言語） 1校3教室	中学校 （発達・情緒） 1校1教室 小学校 （難聴・言語） 1校3教室	中学校 （発達・情緒） 1校1教室 小学校 （難聴・言語） 1校3教室 特別支援学校 （肢体） 1校1教室
6	相談支援体制の充実 《特別支援教育室》	さいたま市特別支援 ネットワーク連携協 議会の小・中・高等・ 特別支援学校活用率 【51.8% (86/166校)】	54.8% (91/166校)	57.8% (96/166校)	60.8% (101/166校)





基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じて各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業

① 障害者（児）への福祉サービスの充実

《障害支援課》

障害者が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実に努めます。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第3章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

★② 障害福祉サービス事業所等の整備

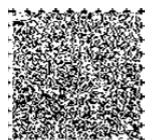
《障害政策課》

特別支援学校卒業後の障害者等の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。特に生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。

③ 指導監査の実施

《監査指導課》

自立支援給付対象サービス等の質の確保と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等の指導監査を実施します。





④ 心身障害者医療費の給付

《年金医療課》

心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～3級所持の方、療育手帳④・A・B所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

⑤ ふれあい収集の実施

《資源循環政策課》

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない市民の方の自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

⑥ 聴覚障害者のための社会教養講座の実施

《生涯学習振興課》

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

★⑦ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

《こころの健康センター、障害支援課、精神保健課》

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

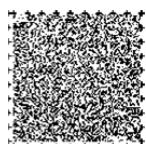
システムの構築に当たっては、地域自立支援協議会において検討を進め、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

また、システムの構築に向けた施策を検討の上、モデル事業として精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）を実施し、システム構築のための手法を確立することで、今後市全域への普及を目指します。

⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施

《健康増進課》

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。





⑨ ひきこもり対策推進事業の実施

《こころの健康センター》

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。

また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。

⑩ 依存症対策地域支援事業の実施

《こころの健康センター》

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

⑪ 家族教室の開催

《精神保健課》

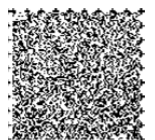
回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の疾患や障害、家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

★⑫ 高次脳機能障害の普及啓発と相談支援

《障害者更生相談センター》

当事者及び家族等に必要な情報を届け、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。

高次脳機能障害者及び家族等を対象に電話相談等を行い、他の関係機関との調整や連携を図りながら支援を行います。また、地域相談会やグループ活動を実施することで、ピアカウンセリングや社会参加の場を創出します。正しい知識と対応方法を伝える家族教室を開催することで、家族支援の充実を図ります。





★⑬ 発達障害者（児）に対する支援の充実

《障害政策課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、子ども家庭総合センター子ども家庭支援課》

発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行います。

このため、発達障害児が通う保育所・幼稚園等の地域施設支援として、多職種の専門職員を派遣しカンファレンスなどを実施するとともに、保護者支援として、保護者向けの勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の親が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。

平成30年4月に開設する「子ども家庭総合センター」では、子育て支援の延長としてインクルーシブ子育て支援事業（※）に取り組むほか、発達障害児を含む「子どもの困り感」や「保護者の心配事」に対する相談・支援システムを構築し、子育て支援者向けの講座や、子育て支援者の養成を実施します。

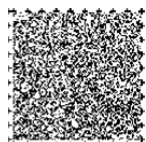
また、発達障害及びその疑いがある学生等を対象に、就労の選択肢や就職活動の進め方に関する講座を開催し、その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。

※親の心配事や子ども自身がどうしてよいかわからない「困り感」への迅速な対応が可能の子育て支援のシステムとして、障害がある子にもない子にも、グレーゾーンの子にも有効なプログラムを提供していく事業。

⑭ 発達障害児支援の普及、啓発

《総合療育センターひまわり学園総務課・育成課、療育センターさくら草》

発達障害児への理解と支援方法を広く関係者・関係機関へ普及するため、療育講座を開催するとともに、理解啓発のための冊子の作成・配布を行います。





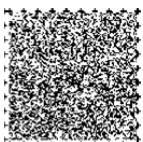
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★1	障害福祉サービス事業所等の整備 《障害政策課》	障害福祉サービス事業所等（生活介護）の整備人数 【定員数1,388人】	50人	50人	50人
2	指導監査の実施 《監査指導課》	指導監査実施事業所数 【127事業所】	132事業所	132事業所	132事業所
3	聴覚障害者のための社会教養講座の実施 《生涯学習振興課》	参加者アンケートによる生活に役立つ知識の習得などができたと回答した方の割合 【アンケート未実施】	75%	80%	85%
★4	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 《こころの健康センター、障害支援課、精神保健課》	訪問支援の延べ人数 【現状及びニーズの把握】	モデル事業の方針の決定	24人	48人
5	ひきこもり対策推進事業の実施 《こころの健康センター》	リレートサポーター派遣事業利用者のうち、ひきこもり状態に改善がみられた者の割合 【50%】	50%	55%	60%
6	依存症対策地域支援事業の実施 《こころの健康センター》	支援者養成研修受講者へのアンケートによる理解度 【アンケート未実施】	90%	90%	90%
7	家族教室の開催 《精神保健課》	参加者アンケートによる理解度 【60%】	70%	70%	70%





事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★8	発達障害者（児）に対する支援の充実 《障害政策課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、子ども家庭総合センター子ども家庭支援課》	地域施設支援実施件数（延べ件数） 【192件】	200件	205件	210件
		保護者向け勉強会の参加者アンケートによる満足度 【アンケート未実施】	90%	91%	92%
		ペアレントトレーニングの参加者アンケートによる満足度 【アンケート未実施】	85%	90%	90%
		ペアレントメンター相談・交流会等参加者数（延べ） 【13人】	50人	55人	60人
		（仮称）子育て支援トレーナー講座の開催回数 【未実施】	4回	8回	10回
		発達障害者社会参加事業を継続して利用できた当事者の割合 【平成28年度68%】	70%	71%	72%
		学生向けキャリア形成支援事業講座等の内容が理解できたと回答した参加者の割合 【アンケート未実施】	60%	65%	70%
9	発達障害児支援の普及、啓発 《総合療育センターひまわり学園総務課・育成課、療育センターさくら草》	療育講座の参加者アンケートによる満足度 【91%】	92%	93%	94%





基本施策（3）障害者の居住場所の確保

障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、障害者の住まいの確保や、地域で生活し続けるための支援を行います。

実施事業

★① グループホームの整備

《障害政策課》

国庫補助金を活用し、障害者が自ら選択した地域で生活することができるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施

《障害支援課》

障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

③ 市営住宅における障害者などへの入居優遇

《住宅政策課》

市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行うとともに、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。

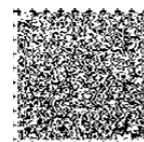
④ 居宅改善整備費の補助

《障害支援課》

肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

成果指標

事業名 《担当所管》	成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
★ 1 グループホームの整備 《障害政策課》	グループホームの 整備人数 【定員 321 人】	60 人	60 人	60 人





基本施策（4）相談支援体制の充実

障害者やその家族などが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう各種相談窓口を設置し、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

① 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実

《障害支援課》

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成の場等として相談支援連絡会議の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を周知、活用するなど、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

② 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催

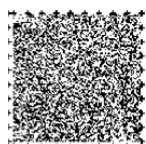
《こころの健康センター》

多岐にわたる行政機関や地域の精神保健・医療・福祉関係者、当事者や家族も含めた有機的な連携を図るため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。

★③ 障害者生活支援センターの充実

《障害支援課》

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直し等、その機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。





④ 高齢・障害者権利擁護センターの運営

《障害支援課》

障害者及び高齢者の権利の擁護に関する専門的な支援機関である、高齢・障害者権利擁護センターを運営し、各区役所の支援課や障害者生活支援センターなど、一次相談機関の職員を対象とした、医師・弁護士など嘱託専門職員による障害者虐待等への対応に関する助言や虐待等及び後見的支援に係る研修を行います。

⑤ 精神保健福祉に関する相談の実施

《こころの健康センター、精神保健課》

精神保健課・各区役所保健センターでは、相互の連携を密にしながら、市民の身近な機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。また、より良い支援のため、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。

こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。

⑥ 精神保健福祉士の区役所派遣事業

《こころの健康センター》

市民に身近な区役所で精神保健福祉に関する専門的な相談を受けることができるよう、こころの健康センターから区役所に精神保健福祉士を派遣し、区役所において相談・ケースワークを担当する職員の支援を実施します。

⑦ 障害者相談員の設置

《障害支援課》

地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、必要な相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図ります。





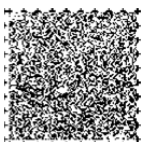
⑧ 聴覚障害者相談員の設置

《障害支援課》

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、手話通訳者などと情報交換や連携を図り、地域の聴覚障害者の支援に努めます。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
1	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実 《障害支援課》	地域部会の設置 【未設置】	地域部会の事業方針及び設置区の決定	1区での実施	2区での実施
2	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催 《こころの健康センター》	参加者アンケートによる満足度 【アンケート未実施】	80%	80%	80%
★3	障害者生活支援センターの充実 《障害支援課》	基幹相談支援センター整備 【2か所設置】	3か所目の事業方針決定	3か所目の整備箇所決定	3か所目の整備
4	高齢・障害者権利擁護センターの運営 《障害支援課》	一次相談機関職員の研修受講率 【66%】	80%	90%	100%
5	障害者相談員の設置 《障害支援課》	障害者相談員の相談件数 【平成26から28年度までの平均件数 1,338件】	1,350件	1,400件	1,450件
6	聴覚障害者相談員の設置 《障害支援課》	相談件数 【平成26から28年度までの平均件数 1,054件】	1,100件	1,150件	1,200件





基本施策（5）人材の確保・育成

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

あわせて、障害者の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★① 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援

〈障害政策課、障害支援課〉

民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための効果的な実施手法を検討の上、取組を進めます。

★② 手話講習会の開催

〈障害支援課〉

コミュニケーション手段の一つである手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。

また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。

★③ 要約筆記者養成講習会の開催

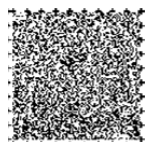
〈障害支援課〉

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。

④ 市職員に対する手話等の研修の実施

〈障害支援課、人材育成課〉

主に窓口等において市民に直接対応する職員を対象に、聴覚障害者への理解と人権意識を深めるとともに、聴覚障害者への対応力を高めることを目的として、手話の実技研修や特別講演等を実施します。





⑤ 高次脳機能障害に関する職員研修の実施

《障害者更生相談センター》

高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修を実施します。

⑥ 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施

《こころの健康センター》

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

⑦ 特別支援教育に関する教職員研修の実施

《教育研究所》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習、体験等を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

⑧ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

《特別支援教育室》

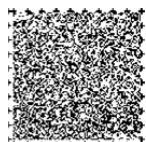
校内の特別支援教育を推進するため実践力のある特別支援教育コーディネーターを養成するとともに、さいたま市の特別支援教育の推進者として、専門性のある教員の養成を図ります。

また、免許法認定講習(特別支援教育)を実施し、特別支援教育に関する教員の専門性の向上や、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の更なる推進を図ります。

⑨ 地域のネットワークを活用した人材育成

《中央区役所支援課、岩槻区役所支援課》

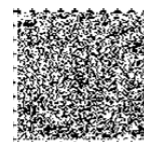
区役所において障害福祉を担当する支援課と、地域の事業所等の関係機関がネットワークを構築し、情報交換や意見交換を行い、地域課題の共有を通して、障害福祉サービスの質の向上を図ります。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★1	手話講習会の開催 《障害支援課》	修了者数 【218人】	220人	220人	220人
★2	要約筆記者養成講習会の開催 《障害支援課》	修了者数 【13人】	15人	15人	15人
3	市職員に対する手話等の研修の実施 《障害支援課、 人材育成課》	研修参加者数 【32人】	35人	35人	35人
4	高次脳機能障害に関する職員研修の実施 《障害者更生相談センター》	受講者アンケートによる満足度 【アンケート未実施】	60%	65%	70%
5	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施 《こころの健康センター》	受講者アンケートによる理解度 【アンケート未実施】	90%	90%	90%
6	特別支援教育に関する教職員研修の実施 《教育研究所》	参加者の理解度における肯定的な回答の割合 【86%】	90%	90%	90%
7	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上 《特別支援教育室》	特別支援教育コーディネーター実践研修受講者 (特別支援教育コーディネーターとして3年以上の経験のある教員等の条件を満たし、校長が推薦する者) 【累計16人】	累計26人	累計29人	累計32人
		免許法認定講習受講者 【80人】	80人	80人	80人
8	地域のネットワークを活用した人材育成 《中央区役所支援課、 岩槻区役所支援課》	「中央区みんなで支えるネットワーク事業」の参加者アンケートによる満足度 【83%】	85%	87%	90%
		「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」の参加者アンケートによる満足度 【95%】	95%	95%	95%





基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や情報の取得のために必要な配慮を行います。

また、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本工業規格 JIS X 8341-3 等）に基づいてホームページを作成・公開し、市からのお知らせや行政サービス、イベントなど幅広い情報を掲載するだけでなく、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるようにするなど、ICTの利活用の促進に努めます。

実施事業

① 障害者等に配慮した情報提供

《障害支援課、広報課》

障害福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者やその家族が利用できるサービス等についての周知を図ります。また、視覚障害に配慮した媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。

② 聴覚障害者への情報提供の充実

《障害支援課》

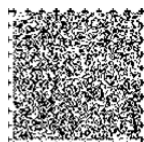
聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う上で円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

③ 視覚障害者への情報提供の充実

《障害支援課》

視覚障害者向けに、新聞、雑誌、広報など必要な情報を定期的に点訳、音訳して提供するとともに、市内各区の情報や見どころについて、視覚障害者に情報提供を行います。

また、視覚障害者が無料又は低額の料金の、点字刊行物及び盲人用録音物を利用できる点字図書館の利用促進を図り、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。





④ 選挙時の情報提供

《選挙課》

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声テープ及びデイジーCDを希望者に配布するとともに、デイジーCDを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。

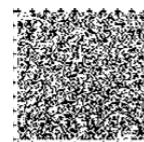
⑤ 障害者用資料の収集と作製の充実

《中央図書館資料サービス課》

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
1	障害者等に配慮した情報提供 《障害支援課、広報課》	ガイドブックについてのアンケートによる障害者への配慮が充分だと思える方の割合 【アンケート未実施】	—	—	80%
2	選挙時の情報提供 《選挙課》	音声テープ等配布数 【平成 27 年度の選挙の際は 237 本】	0 本 (当該選挙の予定なし)	250 本	0 本 (当該選挙の予定なし)
3	障害者用資料の収集と作製の充実 《中央図書館資料サービス課》	所蔵数 (点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本) 【2,986 タイトル】	3,030 タイトル	3,070 タイトル	3,110 タイトル





基本施策（2）障害者の就労支援

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した支援を実施します。また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

《障害者総合支援センター、労働政策課》

障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。

個々の障害特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。

② 障害者ワークフェア等共同開催事業

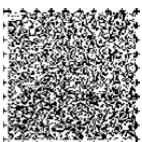
《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉県就業支援課と協力して、「障害者就職面接会」及び「障害者ワークフェア」を共同開催します。

★③ 障害者優先調達推進の推進

《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。





★④ 自主製品販売事業の活性化

《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者の工賃の向上を図るとともに、障害に対する理解を促進するため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。

また、自主製品の開発や品質の向上を図るために、その指導等を行うアドバイザーの派遣等に取り組みます。

⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援

《人事課、教育総務課、障害者総合支援センター》

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

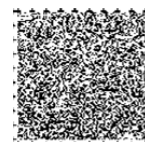
⑥ 障害者の働く場づくりの推進

《障害者総合支援センター、障害支援課、障害政策課、産業展開推進課》

就労が難しい障害者の働く機会を拡大するために企業が障害者の雇用を促進する目的でつくる特例子会社への就労体験支援を行うとともに、一般就労が難しい障害者等に対して、企業的経営手法を用い最低限の公的支援で就労の場を提供するソーシャルファームの創設を支援します。

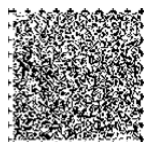
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★1	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実 《障害者総合支援センター、労働政策課》	障害者総合支援センター登録者の就労増員数 【52人】 〔参考：登録者の内就労者数は866人〕	60人	60人	60人
★2	障害者優先調達の推進 《障害支援課、障害者総合支援センター》	障害者就労施設等からの調達件数 【86件】	106件	131件	172件





事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
★ 3	自主製品販売事業の活性化 《障害支援課、 障害者総合支援センター》	イベント等への出店 回数 【13回】	14回	15回	16回
4	さいたまステップアップ オフィスにおける障害者 雇用と就労支援 《人事課、教育総務課、 障害者総合支援センター》	障害者の雇用者数 【10人】	14人	16人	18人
		民間企業等への就職率 【20%】	25%	25%	25%
5	障害者の働く場づくりの 推進 《障害者総合支援センター、 障害支援課、障害政策課、 産業展開推進課》	特例子会社又はソー シャルファームの新 規事業者数 【未実施】	ソーシャル ファームの 指針策定	ソーシャル ファームの モデル事業 実施	3事業者





基本施策（3）バリアフリー空間の整備

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが快適に安心して使えるものに整備していきます。

実施事業

① ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発

《都市経営戦略部》

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向け研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

② 福祉のまちづくりの推進

《福祉総務課》

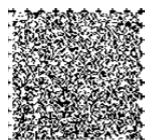
高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が安心して生活し、誰もが心豊かに暮らすことができる都市の実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学びあう「モデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

③ バリアフリー化の推進

《交通政策課、道路環境課》

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者等と連携し、市内のバリアフリー化を推進します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、来訪者の安全性や快適性を確保するために、駅ホームへのホームドアの設置に対する補助を行うなど、競技会場周辺地域のバリアフリー化を推進します。





④ ノンステップバスの導入の促進

《交通政策課》

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成していきます。

⑤ 公園リフレッシュ事業の実施

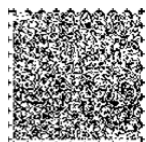
《都市公園課》

さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。

また、公園トイレの整備に当たっては、日本工業規格 JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に準拠します。

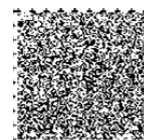
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
1	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発 《都市経営戦略部》	研修受講者アンケートによるユニバーサルデザインについての理解度 【アンケート未実施】	80%	85%	90%
2	福祉のまちづくりの推進 《福祉総務課》	モデル地区推進事業参加者へのアンケートによる理解度 【アンケート未実施】	80%	85%	90%





事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
3	バリアフリー化の推進 《交通政策課》	駅ホームドアの設置 【浦和駅・さいたま新 都心駅（京浜東北線 ホーム）のホームドア 設置完了】	浦和美園駅 （臨時ホーム）のホーム ドア設置 完了	南浦和駅・ 北浦和駅 （京浜東北 線ホーム） のホームド ア設置完了	—
4	ノンステップバスの導 入の促進 《交通政策課》	ノンステップバスの 導入率 【57.4%】	63%	67%	70%
5	公園リフレッシュ事業 の実施 《都市公園課》	「みんなのトイレ」整 備箇所数 【3か所整備】	2か所 整備	1か所 整備	1か所 整備





基本施策（４）外出や移動の支援

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって生活できるように、それぞれの障害の特性を理解し、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

実施事業

★① 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施

《障害支援課》

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

② 自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助

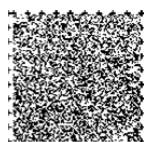
《障害支援課》

就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

③ リフト付き自動車の貸出し

《障害支援課》

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。





基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動の参加を促すとともに、発表、鑑賞、交流の機会の充実に努めます。

実施事業

① さいたまスポーツフェスティバル開催事業

《オリンピック・パラリンピック部》

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への関心を高め気運の醸成を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るため、オリンピック・パラリンピック競技を中心とする、障害の有無に関わらず参加・体験することができる「さいたまスポーツフェスティバル」を開催します。

また、本事業の開催に当たっては、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の周知啓発をはじめとする各種啓発活動を行います。

② 障害者文化芸術活動推進事業

《障害政策課、障害支援課》

障害者の文化芸術活動の活性化を図ることで、障害者の社会参加を推進するとともに、誰もが生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために、地域の芸術家等の派遣による文化芸術活動を実施します。

③ 全国障害者スポーツ大会への参加

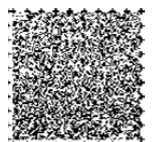
《障害政策課》

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。

④ ふれあいスポーツ大会の実施

《障害政策課》

障害者が、スポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、障害者団体などと連携し、ふれあいスポーツ大会を実施します。





⑤ スポーツ教室の充実

《障害政策課》

障害のある人もない人もスポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、体育協会などの団体と連携し、スポーツ教室を実施します。開催に当たっては、幅広い方が参加できるように内容の充実を図ります。

⑥ 障害者文化芸術作品展の実施

《障害政策課》

障害者の創作活動を奨励することにより、創作能力と社会参加の促進を図るとともに、その作品を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

⑦ 図書館資料へのアクセスの確保

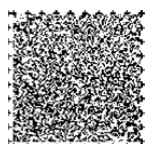
《中央図書館資料サービス課》

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、PRを強化し、利用者数を拡大します。

⑧ 市立施設の使用料減免

《障害支援課》

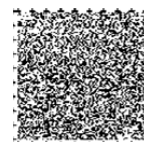
経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
1	さいたまスポーツフェスティバル開催事業 《オリンピック・パラリンピック部》	さいたまスポーツフェスティバルの来場者数 【平成29年度 21,000人】	22,000人	23,000人	24,000人
2	障害者文化芸術活動推進事業 《障害政策課、障害支援課》	文化芸術活動の実施回数 【未実施】	10回	15回	15回
3	ふれあいスポーツ大会の実施 《障害政策課》	参加者アンケートによる次年度も参加したいと感じた方の割合 【アンケート未実施】	80%	85%	90%
4	スポーツ教室の充実 《障害政策課》	参加者アンケートによる今後もスポーツを続けたいという方の割合 【アンケート未実施】	80%	85%	90%
5	障害者文化芸術作品展の実施 《障害政策課》	出品作品数 【66作品】	80作品	90作品	100作品
6	図書館資料へのアクセスの確保 《中央図書館資料サービス課》	宅配（郵送）サービス登録者数 【29人】	35人	40人	45人





基本目標 4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

災害時における障害者に必要な支援や配慮が提供できるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難所の整備など各種取組を進めます。また、地域における防災対策を進めるため、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

★① 防災知識等の普及・啓発

《障害支援課、福祉総務課、防災課》

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要援護者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、緊急避難場所や避難所の把握や近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

★② 要配慮者の避難支援対策の推進

《福祉総務課》

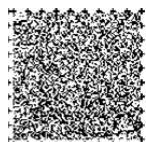
要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設・図上訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。

★③ 避難行動要支援者名簿の活用

《福祉総務課、防災課、障害支援課》

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。





★④ 緊急時における確実な情報の発信・受信

《防災課》

災害時における情報伝達において遺漏ない対応が図れるよう、意思疎通や情報収集が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性に応じた配慮について、あらためて検討します。また、訓練等を通じて、テレビ、ホームページ、SNSといったICTの活用も含め、確実な情報伝達や意思疎通を図るための各種手段について検討します。

★⑤ 防災訓練への障害者の参加

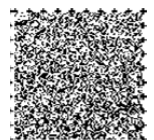
《障害支援課、防災課》

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する一般の地域住民の方の理解を深める訓練を実施します。

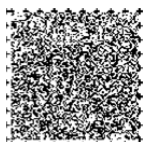
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
★1	防災知識等の普及・啓発 《障害支援課、福祉総務課、防災課》	災害時要援護者支援マニュアルの見直し及び周知啓発 【平成29年度に福祉避難所運営マニュアルを策定した後、本マニュアルの見直しを行う】	見直し・周知啓発	周知啓発	周知啓発
		出前講座参加者アンケートによる満足度 【64%】	66%	68%	70%
★2	要配慮者の避難支援対策の推進 《福祉総務課》	福祉避難所開設訓練の実施回数（図上訓練含む） 【協定締結施設全84施設について、平成29年度に10回実施し、平成30年度以降、順次実施】	25回	25回	24回





事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
★ 3	避難行動要支援者名簿 の活用 《福祉総務課、防災課、 障害支援課》	避難行動要支援者名簿 の自主防災組織（未結成 の場合は自治会）への配 布率 【78%】	79%	80%	81%
★ 4	防災訓練への障害者の 参加 《障害支援課、防災課》	総合防災訓練への障害 者の参加者数 【平成 27 年度 89 人】 〔参考：平成 28 年度は九都 県市合同防災訓練（中央会 場）として開催し 119 人〕	100 人	110 人	120 人
		各区避難所運営訓練へ の障害者の参加者数 【3人】	20 人	25 人	30 人





基本施策（2）緊急時等の対策

障害者が地域社会において安心して生活ができるよう、緊急時の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業

① 障害者支援施設等の防犯対策事業

《障害政策課、障害支援課》

障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。

② 緊急通報システムの設置

《障害支援課》

重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。

③ インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信

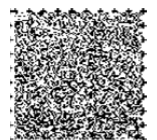
《指令課》

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、確実な通報受信を行います。

④ 緊急時安心キット配付事業

《救急課》

円滑な救急搬送につなげるため、65歳以上の方や障害者などがお住まいの世帯を対象に、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管する緊急時安心キットを申請により無料で配付します。





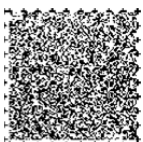
⑤ 消費者行政の推進

《消費生活総合センター》

障害者の消費者被害への支援のため、障害者関係機関と連携し、広く情報提供を行うほか、消費生活相談を行います。また、出前講座の開催やチラシ・ポスターの配布など消費者被害の防止のための普及啓発を行います。

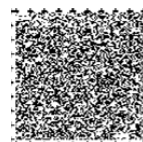
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
1	障害者支援施設等の防犯対策事業 《障害政策課、 障害支援課》	事業所の防犯研修受講率 【32%】	40%	70%	100%
2	緊急時安心キット配付事業 《救急課》	緊急時安心キット配付本数 【3,454本】	4,000本	4,000本	4,000本
3	消費者行政の推進 《消費生活総合センター》	障害者関係機関等への情報提供件数 【77件】	80件	80件	80件



**第 5 期障害福祉計画
及び
第 1 期障害児福祉計画**

第 3 章





1. 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、第4期障害福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、平成32年度末における地域生活に移行する人の数を目標値として設定することとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ◆ 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

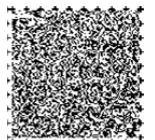
表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	目標値	考え方
平成32年度末までの地域生活移行者数	65人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)の9%が地域生活へ移行
平成32年度末の施設入所者数	711人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)を2%削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するための必要な支援を的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。





(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

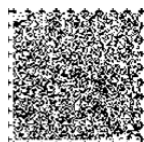
国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ◆ 平成32年度末時点の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）を設定する
- ◆ 平成32年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上
- ◆ 平成32年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上
- ◆ 平成32年度における入院後1年時点の退院率を90%以上

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する目標値

項目	目標値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	— (設置済)	地域自立支援協議会において協議を行っている
平成32年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	459人	埼玉県目標値から住所別1年以上入院者数（65歳以上）の割合で算出
平成32年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	360人	埼玉県目標値から住所別1年以上入院者数（65歳未満）の割合で算出
平成32年度における入院後3か月時点の退院率	69%	平成32年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を69%
平成32年度における入院後6か月時点の退院率	84%	平成32年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率を84%
平成32年度における入院後1年時点の退院率	95%	平成32年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を95%

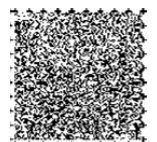


**【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】**

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、地域自立支援協議会において検討を進め、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

また、システムの構築に向けた施策を検討の上、モデル事業として精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）を実施し、システム構築のための手法を確立することで、今後市全域への普及を目指します。





(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに少なくとも一つを整備することとしています。

<国の基本指針>

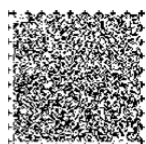
- ◆ 平成32年度末までに、少なくとも一つ整備することを基本

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等	整備に向けた検討を行う	平成29年度から地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を始めているところであり、引き続き関係機関と連携し協議を進める

【地域生活支援拠点等の整備に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等及び就労定着支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

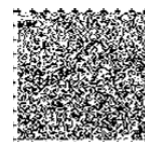
(※就労移行支援事業所等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

<国の基本指針>

- ◆ 平成32年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ◆ 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ◆ 平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ◆ 各年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

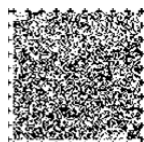
項目	目標値	考え方
平成32年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	237人	平成28年度の一般就労移行者数(158人)を5割増加
平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数	531人	平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数(443人)を2割増加
平成32年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割 【参考】 平成28年度末時点では17% (6事業所/35事業所)
平成32年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割



**【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】**

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。





(5) 障害児支援の提供体制の整備等

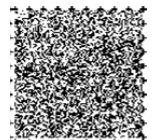
国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
- ◆ 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ◆ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置
- ◆ 平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値

項目	目標値	考え方
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所増	平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：5か所)
平成32年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所増	平成32年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：6か所)
平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所増	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置(平成28年度末時点の事業所数：2か所)

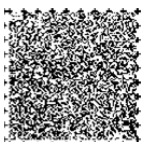




項目	目標値	考え方
平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	1か所	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。





2. 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用実績をみると、利用量は増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

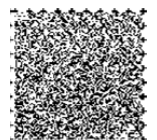
これまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

居宅介護と同様、一定の伸び率に基づき、数値目標を設定します。





⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①居宅介護	時間分	29,201	29,265	37,130	33,260	35,460	37,810
	人	1,278	1,329	1,610	1,510	1,610	1,720
②重度訪問介護	時間分	17,621	19,382	26,960	27,200	32,220	38,170
	人	41	47	70	70	80	90
③同行援護	時間分	2,847	3,183	3,980	3,450	3,590	3,740
	人	139	147	190	160	170	180
④行動援護	時間分	2,827	3,211	3,580	4,130	4,680	5,310
	人	112	121	180	160	180	200
⑤重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

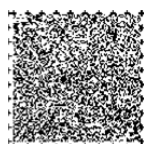
(2) 訪問系サービスの確保方策

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、障害福祉サービス事業者数も増加しています。こうした増加見込を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

また、必要なサービスを適切に利用できるよう、サービス需要の増大についての情報提供に努め、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの量的な拡大を図ります。





3. 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人を対象となります。

第4期障害福祉計画期間の利用状況をみると、生活介護の利用実績は増加しています。常時介護を要する人に対して必要な支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

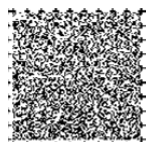
「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

今後の見込量については、これまでの利用実績に基づくとともに、平成32年度末における利用者数については、平成28年度末における利用者数の2割以上が利用するものとして、数値目標を設定します。





⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間に利用実績が増加しているため、障害者に必要な就労支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、第4期障害福祉計画期間に利用実績が増加しているため、障害者に必要な支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

⑦ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

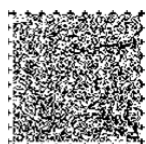
平成30年度から新たに実施される事業のため、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を見込量として設定します。

⑧ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。





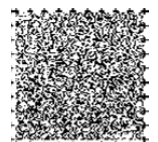
⑨ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

利用者数は増加する傾向にあり、平成30年度以降も利用者増が見込まれます。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①生活介護	人日分	32,125	33,289	45,510	37,300	39,490	41,800
	人	1,687	1,746	1,880	1,960	2,070	2,190
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	408	413	460	410	410	410
	人	56	59	110	60	60	60
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	772	649	1,480	650	650	650
	人	60	49	90	50	50	50
④就労移行支援	人日分	6,236	5,804	7,600	6,390	6,700	7,030
	人	382	443	500	487	509	531
⑤就労継続支援 (A型)	人日分	4,734	6,936	16,850	13,120	18,050	24,830
	人	250	366	870	690	950	1,310
⑥就労継続支援 (B型)	人日分	16,694	18,565	25,780	23,060	25,700	28,650
	人	1,057	1,714	1,240	2,130	2,370	2,640
⑦就労定着支援	人				197	217	237
⑧療養介護	人	88	88	120	90	90	90
	人						
⑨短期入所 計 (ショートステイ)	人日分	2,753	3,094	3,550	4,120	4,750	5,480
	人	355	408	430	540	620	720
短期入所 (福祉型)	人日分	2,576	2,909	3,260	3,880	4,470	5,160
	人	323	377	395	490	560	650
短期入所 (医療型)	人日分	177	185	290	240	280	320
	人	32	31	35	50	60	70

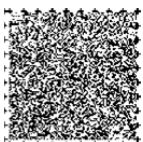




(2) 日中活動系サービスの確保方策

サービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。





4. 居住系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

また、平成26年4月から障害者総合支援法において、「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されました。

今後、施設入所者や医療機関の入院者の地域移行を進めることから、地域生活への移行の上で不可欠となる基盤の整備を推進するとともに、相談支援及び地域移行支援や地域定着支援等を活用した総合的な居住支援施策を進めます。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

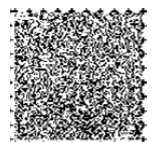




表 居住系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①自立生活援助	人				25	45	65
②共同生活援助 (グループホーム)	人	338	380	610	530	630	750
③施設入所支援	人	718	725	677	718	715	711

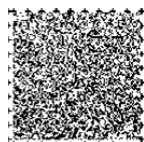
(2) 居住系サービスの確保方策

日常生活上の援護や自立生活の助長を図るグループホームについて、共同での生活を望む障害者のニーズの把握を含め、施設入所者等の地域移行を進める中での需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進し、不足が指摘される居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、入所施設の待機者や障害者のニーズを調査し、必要なサービスを提供できるよう努めます。

一方で、地域住民の障害者施策や障害者に対する周知啓発に努め、障害者が地域で生活することに対する理解を深めていく必要があります。





5. 相談支援サービスの見込量と確保方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

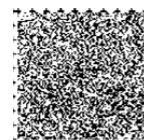
今後の地域生活への移行者数やこれまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①計画相談支援	人	498	6,722	6,740	7,560	8,010	8,490
②地域移行支援	人	1	1	10	10	10	10
③地域定着支援	人	8	7	10	10	10	10

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。





6. 児童福祉法による指定通所支援等の見込量と確保方策

(1) 児童福祉法による指定通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、児童発達支援の利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援及び治療を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、医療型児童発達支援の利用実績はほぼ一定の利用となっているため、これまでの利用実績に基づき見込量を設定します。

③ 放課後等デイサービス

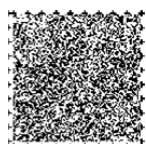
「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、放課後等デイサービスの利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

④ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、保育所等訪問支援の利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。





⑤ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30年度から新たに実施される事業のため、見込量として設定します。

⑥ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。

⑦ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要になります。

⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

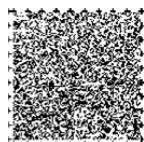
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を検討していきます。





表 児童福祉法による指定通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①児童発達支援	人日分	4,197	4,559	6,960	6,490	7,740	9,230
	人	445	477	750	680	810	970
②医療型 児童発達支援	人日分	374	375	450	380	380	380
	人	57	56	90	60	60	60
③放課後等 デイサービス	人日分	9,869	13,329	26,860	25,680	35,640	49,460
	人	897	1,129	2,000	2,180	3,030	4,210
④保育所等 訪問支援	人日分	28	21	80	40	50	60
	人	28	21	80	40	50	60
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日分				230	230	230
	人				10	10	10
⑥福祉型 障害児入所支援	人	10	9	—	9	9	9
⑥医療型 障害児入所支援	人	12	11	—	11	11	11
⑦障害児相談支援	人	2,514	3,054	4,310	4,780	5,980	7,480
⑧医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人				検討	検討	1





⑨ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの見込量

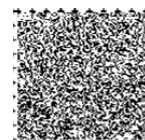
種別	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標（見込み）		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
認可保育所	人	360	340	350	360
放課後児童クラブ	人	231	211	221	231

(2) 児童福祉法による指定通所支援等の確保方策

サービス利用者数の増加により、サービスの利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れた場合の委託料の加配及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。





7. 発達障害者等に対する支援の見込量と確保方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

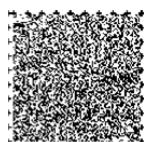
発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

表 発達障害者支援等の見込量

種別	定量的な目標（見込み）		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談件数	1,430件	1,545件	1,660件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	10件	10件	10件
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	50件	50件	50件





8. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

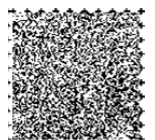
判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者を設置します。





(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者(児)の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、障害者が社会に参画できるよう、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

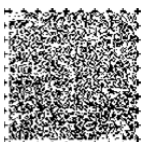
障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

(11) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。





(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。また、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(14) 広域的な支援事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(15) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。

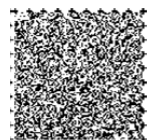




表 地域生活支援事業の実績と見込量

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		未実施	未実施	実施	検討	実施	実施
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	箇所	15	15	15	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	23	32	63	40	45	50
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業(月間)							
① 手話通訳者設置事業	人	18	20	20	20	20	20
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	80	80	98	70	70	70
② 自立生活支援用具	件	165	173	190	170	170	170
③ 在宅療養等支援用具	件	91	112	88	105	105	105
④ 情報・意思疎通支援用具	件	212	222	114	205	205	205
⑤ 排泄管理支援用具	件	1,619	1,690	1,823	1,750	1,800	1,850
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間)	件	24	19	17	25	25	25

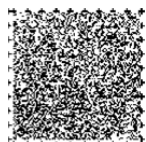




表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(8) 移動支援事業（月間）	箇所	219	224	223	234	239	244
① 利用見込者数	人	1,189	1,213	1,653	1,284	1,321	1,359
② 延べ利用見込時間数	時間	27,135	26,979	35,272	28,487	29,274	30,084
(9) 地域活動支援センター事業（年間）							
さいたま市分	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	293	290	315	315	315	315
他市町村分	箇所	3	3	3	3	3	3
	人	5	5	4	5	5	5
(10) 発達障害者支援センター運営事業（年間）	箇所	1	1	1	1	1	1
(11) 障害児等療育支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者養成研修事業（年間）	人	8	10	10	10	10	10
	要約筆記者養成研修事業（年間）	人	6	13	8	15	15
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（年間）	人	0	1	1	1	1	1
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者派遣事業（年間）	件	1,731	1,778	1,620	1,870	1,910	1,950
	要約筆記者派遣事業（年間）	件	130	139	144	150	160
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（年間）	件	0	5	4	5	6	6

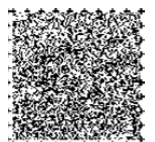
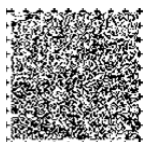


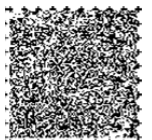


表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(14) 広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア地域生活支援広域調整会議等事業	回				検討	検討	1
イ地域移行・地域生活支援事業	人				9	9	9
ウ災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回				1	1	1
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 (協議会の開催見込)	回				2	2	2
(15) 任意事業							
① 盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
② 福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
③ 訪問入浴サービス事業（月間）	人	82	68	70	65	65	65
④ 更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業（月間）	人	26	32	21	20	20	20
⑤ 知的障害者職親委託制度（月間）	人	5	5	8	5	5	5
⑥ 日中一時支援事業（月間）	人	256	163	300	165	166	167
⑦ 生活訓練等（年間）	人	833	692	800	700	700	700



資料編



1. さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

平成23年3月9日

条例第6号

改正 平成23年12月27日条例第48号

平成24年3月21日条例第16号

平成25年3月19日条例第8号

平成28年3月16日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等（第9条—第15条）

第2節 障害者への虐待の禁止等（第16条—第21条）

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第22条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

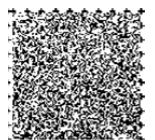
誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。



第1章 総則

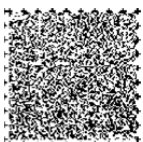
(目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

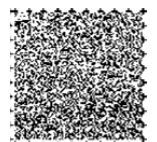
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

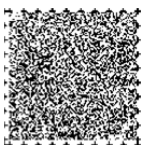
- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。
 - ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害
 - イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態
- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号アに掲げる障害がある市民
 - イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
- (5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であつて、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。



- (7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。
- (8) 差別 次に掲げる行為をいう。
- ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。
- イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
- (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。



- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。
- (9) 虐待 次に掲げる行為をいう。
- ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。
- ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
- オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。



(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

(一部改正〔平成23年条例48号〕)

(基本理念)

第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

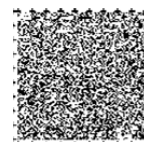
第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画の策定等)

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（次項及び次条において「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)



(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 市長は、前項の規定により交換された意見を政策委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

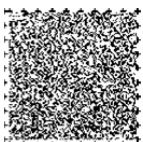
第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分を取消し若しくは変更又は行政庁の行う公権力の行使に当たる事実上の行為の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。



(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(一部改正〔平成28年条例1号〕)

(事案の調査)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(助言及びあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。

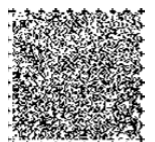
2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第13条 委員会は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。



(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

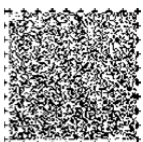
第2節 障害者への虐待の禁止等

(虐待の禁止)

第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第17条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。



- 2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、障害者総合支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(立入調査)

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(体制の整備)

第20条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

(虐待防止の取組状況の公表)

第21条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。



第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第22条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営む者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(成年後見制度等の利用の支援等)

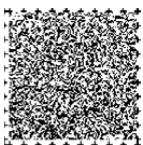
第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(障害者の居住場所の確保等)

第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。



(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。

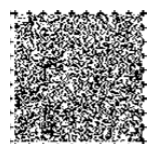
3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(生涯にわたる支援)

第27条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者がその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(障害者への保育等の実施)

第28条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。



(障害者に対する包括的な教育の実施等)

第29条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育（それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。）を実施しなければならない。

- 2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。
- 4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(障害者の就労支援)

第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

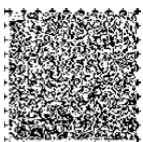
- 2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(自立支援協議会の設置等)

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

- 2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。
 - (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
 - (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
 - (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
 - (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。



- 3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 相談支援事業者の代表者
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 障害者に関する団体の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定の施行の前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

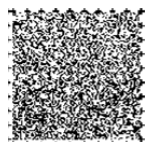
(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則 (平成23年12月27日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第16号抄)



(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

- (2) 第1条の規定、第2条中さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第1条の改正、第5条中さいたま市槻の木条例第1条の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第1条の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第1条の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第1条の改正、第9条の規定、第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第1条の改正及び第11条の規定 平成25年4月1日

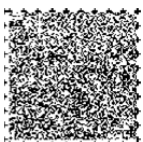
附 則（平成28年3月16日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。



2. さいたま市障害者政策委員会条例

平成15年3月14日

条例第17号

改正 平成16年10月20日条例第52号

平成24年3月21日条例第16号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、さいたま市障害者政策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成16年条例52号・24年16号〕）

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

（一部改正〔平成24年条例16号〕）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

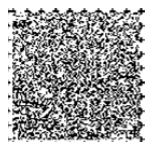
(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（一部改正〔平成24年条例16号〕）



(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(専門委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

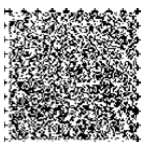
附 則 (平成16年10月20日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



(経過措置)

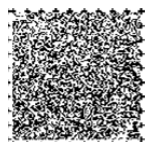
2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第2条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第4条第1項の規定により委員長として定められたものとみなす。

(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)

4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

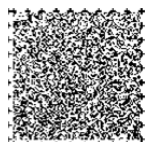


3. さいたま市障害者政策委員会委員

(50音順)

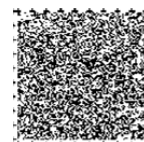
	所属	氏名
1	公募委員	あらい ゆうこ 荒井 優子
2	公募委員	いまがわ さえこ 今川 紗永子
3	さいたま市精神障害者家族会連絡会 副会長	おかだ くみこ 岡田 久実子
4	さくら草特別支援学校PTA	かじもと れいこ 梶本 れい子
5	埼玉県障害者雇用サポートセンター 副センター長	かわさき せいじ 河崎 誠司
6	埼玉親の会「麦」	こじま まさみ 小島 正美
7	社会福祉法人鴻沼福祉会 常務理事	さいとう なこ 斎藤 なを子
8	埼玉労働局職業対策課 地方障害者雇用担当官	すずき いさむ 鈴木 勇
9	花まるグループ 代表	たかはま まさのぶ 高濱 正伸
10	適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	たきざわ れいこ 滝澤 玲子
11	さいたま市身体障害者福祉協会 会長	たぐち ひでのすけ 田口 秀之助
12	公益社団法人日本社会福祉士会 企画室長	ちづか あきひこ 遅塚 昭彦
13	障害者支援施設「どうかん」 施設長	ながおか ひろゆき 長岡 洋行
14	NPO法人さいたま市障害難病団体協議会 理事	なかの あきえ 中野 昭江
15	大宮医師会 ひがメンタルクリニック 院長	ひが ちか 比嘉 千賀
16	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	ひらの まさあき 平野 方紹
17	浦和医師会 星内科クリニック 院長	ほし かずひろ 星 和宏
18	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	みやべ さちこ 宮部 幸子
19	NPO法人さいたま市視覚障害者福祉協会 理事長	やまざき みちこ 山崎 道子
20	さいたま市聴覚障害者協会 組織部部長	よこしま よしひろ 横島 義博

(第8期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)



4. 計画策定経過

日程	会議名	内容
平成28年 3月10日	第3回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
5月31日	障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
6月22日	障害者政策委員会 第2回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
7月21日	第4回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
7月22日	第1回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて
10月17日	第2回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画について
10月14日 ～11月14日	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査	障害当事者、障害福祉関係事業所を対象にアンケート調査を実施
平成29年 1月24日	第5回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果及び次期障害者総合支援計画の策定について
2月4日	第3回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画について
3月10日	第6回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果及び次期障害者総合支援計画の体系案について
5月31日	障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画素案について
6月28日	障害者政策委員会 第2回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画素案について
6月30日	第1回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画素案について
7月3日	第9回障害者施策推進本部会議	次期障害者総合支援計画の策定について
7月18日	第1回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画素案について
10月16日 ～11月17日	パブリック・コメント	次期障害者総合支援計画素案への市民意見募集
12月14日	障害者政策委員会 第3回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画（案）について
12月22日	第2回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画（案）について
平成30年 1月23日	第2回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画（案）について



5. 用語解説

【アクセシビリティ】

情報への確実なアクセスを保証すること。様々な製品や建物やサービスの、アクセスしやすさのこと。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のこと。

【基本指針】

厚生労働大臣が障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき定めるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。

【筋萎縮性側索硬化症（ALS）】

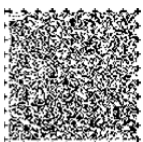
運動をつかさどる神経が変性していくため、手足の筋力低下のほかに呼吸・嚥下に必要な筋を含む全身的な筋肉を萎縮させる進行性神経疾患。

【筋ジストロフィー】

骨格筋の変性・壊死を主病変とし、臨床的には進行性の筋力低下をみる遺伝性の疾患。

【高次脳機能障害】

計算したり、数字の間違いに気づいたり、いろいろと想像をめぐらすなどの行動は、人間に特有な脳の動きといえ、こうした高度な脳の動き（機能）を高次元の脳の動きという意味から「高次脳機能」と呼ぶ。「高次脳機能」には、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能が含まれ、脳が病気やけがなど何らかの原因によってダメージ（損傷）を受けることで、これらの高次脳機能に現れる障害。



【コーディネーター】

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために様々な要素を連絡・調整し、全体を取りまとめる人。

【サービス等利用計画】

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

【市民後見人】

成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。

成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

【ジョブコーチ】

障害者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。

【スクリーニング】

多数の対象から一定の条件に当てはまる対象を抽出すること。

【ソーシャルファーム】

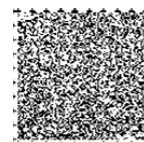
一般就労が難しい障害者等に対し、企業的経営手法を用い、最小限の公的支援で、就労の場を提供するもの。

【地域共生社会】

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）等に基づき改革が進められている「我が事・丸ごと」地域共生社会のこと。

【デイジー】

障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書。



【ノーマライゼーション】

障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。

【ノンステップバス】

床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

【ピアカウンセリング】

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。

【ペアレントメンター】

発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【ペアレントトレーニング】

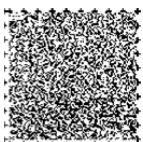
親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

【モニタリング（継続サービス利用支援）】

障害福祉サービス等を継続して適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

【ユーザビリティ】

利用者の意思を尊重した総合的な使いやすさ。ホームページなどにおいて、目的の情報へすばやく到達することや、十分なコンテンツの確実な提供、サイトの構造や位置を把握しやすくすることなどのこと。



【ユニバーサルデザイン】

高齢であることや障害の有無や年齢などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

【要配慮者】

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。災害対策基本法により定義されている。

【リレートサポーター】

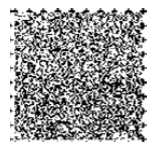
不登校、ひきこもりの本人及び家族に対し、家庭訪問等により社会参加に向けた支援を実施する人のこと。「リレート」とは、ポルトガル語で『つなぐ』を意味する。さいたま市独自の事業。

【J I S】

我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格。J I Sにはそれぞれに番号が付き、分野を表すアルファベット一文字と4桁から5桁の数字との組み合わせからなる。

【S N S】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。



さいたま市障害者総合支援計画
2018～2020（平成30～32年度）

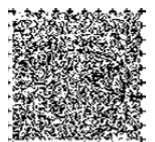
発行：平成30年2月

企画・編集：さいたま市保健福祉局 福祉部 障害政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

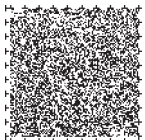
電話：048-829-1306（直通）

ファクス：048-829-1981





「ライちゃん」
ノーマライゼーション条例 PRキャラクター



この冊子は1,500部作成し、1部当たりの印刷経費は764円です。
(障害者総合支援計画策定業務のうち、印刷に要した費用です。)

